

令和4年度第1回鳥取県地域職業能力開発促進協議会議事概要

開催日時 : 令和4年10月26日(水) 午後1時半から3時

開催場所 : 鳥取労働局大会議室

出席者 : 委員17名

小林 一	鳥取大学名誉教授
米田 裕子	鳥取県商工会連合会
本城 聖一	鳥取県中小企業団体中央会
江口 真也	日本労働組合総連合会鳥取県連合会
千原 雄史	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部
草野 雅昭	鳥取県立産業人材育成センター
小林 達広	鳥取県私立学校協会専修各種学校部会理事
田嶋 健一	鳥取県職業能力開発協会
荒田 すみ子	鳥取県商工労働部雇用人材局
中田 寛	鳥取県教育委員会事務局
細田 浩一	鳥取県立鳥取ハローワーク(代理)
佐々木 絵里香	株式会社パソナ パソナ松江支店(代理)
北村 美幸	株式会社パソナ パソナ松江支店(代理)
藤原 一充	鳥取短期大学
福田 豊	鳥取公共職業安定所
山本 浩司	鳥取労働局
勝部 健太郎	鳥取労働局
事務局	7名
随行者	1名

議事

- 1 山本労働局長、荒田商工労働部雇用人材局長あいさつ
- 2 事務局から鳥取県地域職業能力開発促進協議会設置要綱(案)説明⇒承認
- 3 事務局からの推薦により会長に鳥取大学小林一名誉教授を選出

議題

1 ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施状況等について

鳥取労働局、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部より令和3年度及び令和4年9月末までの、ハロートレーニングの実施状況について説明。

また、分野別の応募倍率、就職率を分布図等により説明。

2 令和4年度各機関の取組状況について

鳥取公共職業安定所より定員充足に向けた取組について説明。

鳥取県より令和4年度から新設した訓練科について説明。

3 地域の人材ニーズの把握について

鳥取県より企業・商工団体・関係機関等からの声と企業誘致について説明。

労働団体より労働者の声を紹介。

経済団体より企業が求めている人材や訓練ニーズ等について説明。

職業紹介事業者より求職者や求人者の動向等について説明。

4 令和5年度鳥取県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）について

事務局より鳥取県の今後の産業展開を踏まえた計画的な人材育成の観点から、令和5年度の離職者向け職業訓練コースについてデジタル分野を拡充する方向で実施すること等を内容とする「令和5年度鳥取県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）」を提案し、当該案が了承された。

5 キャリアコンサルティングの取組状況について

鳥取公共職業安定所より訓練希望者に対しての、キャリアコンサルティングを活用した具体的な事例について紹介。

6 その他

鳥取短期大学より社会人向けのリカレント教育について紹介。修了後の課題などの報告があった。

第1回鳥取県地域職業能力開発促進協議会 議事次第

日 時：令和4年10月26日(水)

13時30分～15時00分

場 所：鳥取労働局4階大会議室

1 開会

2 鳥取労働局長挨拶

鳥取県商工労働部雇用人材局長挨拶

3 議事

- ① ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施状況等について
- ② 令和4年度各機関の取組状況について
- ③ 地域の人材ニーズの把握について
- ④ 令和5年度鳥取県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）について
- ⑤ キャリアコンサルティングの取組状況について
- ⑥ その他
- ⑦ 意見交換

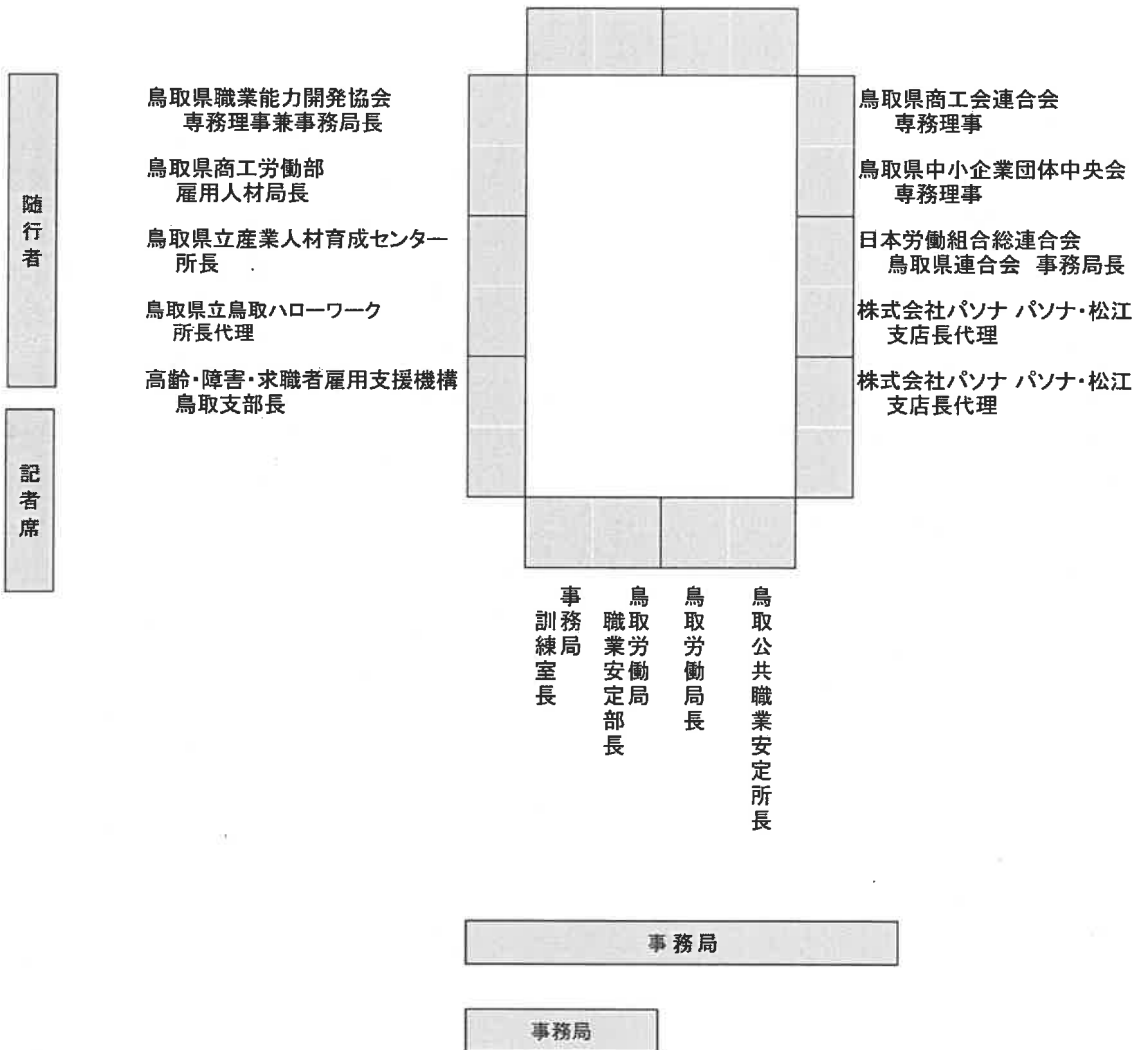
4 閉会

鳥取県地域職業能力開発促進協議会構成員（令和4年度）

所 属	職 名		備考
鳥取大学	名誉教授	小林 一	
鳥取県商工会議所連合会	幹事長	中山 孝一	欠席
鳥取県商工会連合会	専務理事	米田 裕子	
鳥取県中小企業団体中央会	専務理事	本城 聖一	
一般社団法人鳥取県経営者協会	専務理事	西本 行克	欠席
日本労働組合総連合会鳥取県連合会	事務局長	江口 真也	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	鳥取支部長	千原 雄史	
鳥取県立産業人材育成センター	所長	草野 雅昭	
一般社団法人鳥取県私立学校協会	専修各種学校部会理事	小林 達広	
鳥取県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	田嶋 健一	
株式会社建築資料研究社	山陰支店長	大東 白生	欠席
鳥取県商工労働部	雇用人材局長	荒田 すみ子	
鳥取県教育委員会事務局	教育次長	中田 寛	
鳥取県立鳥取ハローワーク	所長	北村 勇治	代理 細田浩一
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	常務理事	野間田 憲昭	欠席
株式会社パソナ パソナ松江支店	支店長	内藤 修治	代理 佐々木絵里香 北村美幸
鳥取短期大学	キャリア支援課長	藤原 一充	
鳥取労働局	局長	山本 浩司	
鳥取労働局	職業安定部長	勝部 健太郎	
鳥取公共職業安定所	所長	福田 豊	

第1回 鳥取県地域職業能力開発促進協議会 座席表

鳥取県私立学校協会
専修学校各種学校校部会理事
鳥取大学 名誉教授
鳥取短期大学
キャリアア支援課長
鳥取県教育委員会事務局
教育次長



入口

鳥取県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

1 目的

鳥取労働局及び鳥取県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、鳥取県の区域において地域の関係者が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う鳥取県地域職業能力開発促進協議会を設置する。

2 構成員

鳥取県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 鳥取労働局
- (2) 鳥取県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、鳥取労働局職業安定部訓練室に置く。

8 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、原則、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年●月●日から施行する。

第1回鳥取県地域職業能力開発促進協議会



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

令和4年10月26日（水）

最近の雇用失業情勢

1. 全国の雇用失業情勢

- (1) 完全失業率(季節調整値)は、2.5%で前月に比べ0.1ポイント低下。
- (2) 完全失業者数は、177万人で前年同月に比べ17万人の減少。
- (3) 有効求人倍率(季節調整値)は、1.32倍で前月より0.03ポイント上昇。
- (4) 正社員有効求人倍率(原数値)は1.00倍で前年同月を0.12ポイント上回った。

	4年8月	4年7月	3年8月
完全失業率	2.5%	2.6%	2.8%
完全失業者数	177万人	176万人	194万人
有効求人倍率	1.32倍	1.29倍	1.15倍

(注)・文中の正社員の有効求人倍率は正社員の有効求人数をパートタイムを除く常用の有効求職者数で算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員求人倍率より低い値となる。
・完全失業率、完全失業者数は、総務省労働力調査による。

2. 鳥取県の雇用失業情勢

- (1) 有効求人倍率(季節調整値)は、1.57倍で前月に比べ0.06ポイント上昇。
- (2) 正社員有効求人倍率(原数値)は、1.18倍で前年同月を0.13ポイント上回った。
- (3) 新規求人倍率(季節調整値)は、2.91倍で前月を0.24ポイント上回った。
- (4) 有効求人倍率(季節調整値)は、1.5、351人で前月に比べ2.1%増加。
- (5) 有効求職者数(季節調整値)は、9,798人で前月に比べ1.5%減少。
- (6) 新規求職者数(季節調整値)は、5,729人で前月に比べ8.6%増加。
- (7) 新規求職者数(原数値)は、1,969人で前年同月を8.7%上回った。
- (8) 就職者数は、739人で前年同月を8.7%上回った。

◎雇用関係主要指標

	4年8月	前年同月比(%)	前月比(%)
有効求人倍率(季節調整値)	1.57倍	—	0.06(P)
有効求人数	14,906人	13.7	—
季節調整値	15,351人	—	2.1
有効求職者数	9,663人	0.9	—
季節調整値	9,798人	—	▲1.5
新規求人倍率(季節調整値)	2.91倍	—	0.24(P)
新規求人数	5,314人	19.4	—
季節調整値	5,729人	—	8.6
新規求職者数	1,913	4.0	—
季節調整値	1,969人	—	▲0.6
正社員有効求人倍率	1.18倍	0.13(P)	—
正社員有効求人数	6,786人	13.2	—
正社員有効求職者数	5,745人	0.1	—
就職者数	739人	8.7	—
就職率	38.6%	1.6(P)	—
雇用保険適用事業所数	10,925事業所	0.6	—
雇用保険被保険者数	162,717人	▲0.4	—
受給者実人員	2,189人	▲8.7	—

*就職率は安定所紹介による就職者数÷新規求職者(原数値)×100で算出。
*雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数は月末の状況。
*令和3年12月以前の季節調整値は季節指数により改訂されている。

(令和4年8月)

◎産業別新規求人(主な産業)

(パートを含む)

産業	4年8月	前年同月比
建設業	505	0.0
製造業	758	64.4
食料品	238	147.9
電気機械	106	73.8
運輸業・郵便業	341	38.1
卸売業・小売業	728	16.5
宿泊業・飲食サービス業	467	13.3
医療・福祉	1,028	15.1
サービス業(その他)	595	4.0
公務・その他	118	7.3
産業計	5,314	19.4

◎職業別常用有効求人倍率(主な職業)

(パートを含む)

職業	4年8月	前年同月比
管理的・専門的・技術的	2.27	▲0.03 P
事務的職業	0.63	0.10 P
販売の職業	2.56	0.16 P
サービスの職業	3.27	0.47 P
保安の職業	9.19	▲1.05 P
生産工程の職業	2.69	0.87 P
機械組立の職業	1.54	0.35 P
輸送・機械運転の職業	2.05	▲0.19 P
建設・探鉱の職業	4.60	0.75 P
運搬・清掃包装等の職業	0.91	0.15 P
IT関連職業	1.39	0.59 P
福祉関連職業	2.37	▲0.11 P

◎ハローワーク別主要指数

	鳥取県	鳥取	米子	倉吉
新規求人数	5,729	2,202	2,224	888
前年同月値	4,992	1,785	1,984	681
有効求人数	15,351	6,242	6,255	2,409
前年同月値	13,621	5,435	5,650	2,024
新規求職者数	1,969	792	830	291
前年同月値	2,017	726	846	267
有効求職者数	9,798	4,234	4,062	1,367
前年同月値	9,797	4,159	4,083	1,335
就職者数	...	286	327	126
前年同月値	...	282	287	111
有効求人倍率	1.57	1.47	1.54	1.76
前年同月値	1.39	1.31	1.38	1.52
正社員有効求人倍率	...	1.07	1.24	1.37
前年同月値	...	0.86	1.19	1.21

◎地方公共団体との一体的実施施設(一般型)事業実績

	鳥取県	境港市	琴浦町
利用者数	597	1,285	292
前年同月値	744	1,423	827
相談件数	279	412	146
前年同月値	303	428	290
就職件数	20	46	19
前年同月値	32	38	24
給付関係取扱件数	94	228	228
前年同月値	106	193	193
適用関係取扱件数	0	50	50
前年同月値	0	49	49

*ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに來所せずオンライン上で求職登録した求職者や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

令和4年10月26日

ハロートレーニング (公的職業訓練)の実施状況



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

鳥取労働局

(1) 訓練機関別 実施状況

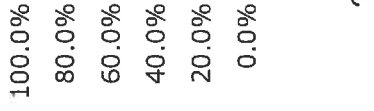
	定員	入所者数	充足率	① 中退者数 (就職)	② 修了者数	③ 就職者数	就職率 ③/ (①+②)
平成30年度 (2018年度)	求職者支援訓練	296	46.6%	11	122	96	72.2%
	公共(委託)	758	74.4%	10	465	383	80.6%
	公共(施設内)	20	65.0%	0	12	8	66.7%
	ポリテクセンター	537	76.7%	43	335	344	91.0%
	計	1611	70.0%	64	934	831	83.3%
平成31年度 (2019年度)	求職者支援訓練	206	54.9%	7	85	72	78.3%
	公共(委託)	730	74.2%	11	530	426	78.7%
	公共(施設内)	20	40.0%	0	8	8	100.0%
	ポリテクセンター	510	77.6%	18	284	273	90.4%
	計	1466	72.2%	36	907	779	82.6%
令和2年度 (2020年度)	求職者支援訓練	284	60.9%	4	151	105	67.7%
	公共(委託)	690	71.9%	13	459	372	78.8%
	公共(施設内)	20	45.0%	0	9	7	77.8%
	ポリテクセンター	521	88.3%	28	340	325	88.3%
	計	1515	75.1%	45	959	809	80.6%
令和3年度 (2021年度)	求職者支援訓練	371	61.7%	3	212	116	54.0%
	公共(委託)	684	71.2%	20	432	355	78.5%
	公共(施設内)	20	40.0%	0	7	6	85.7%
	ポリテクセンター	541	72.1%	21	298	296	92.8%
	計	1616	68.9%	44	949	773	77.8%
令和4年度 (2022年度)	求職者支援訓練	164	64.0%	-	-	-	-
	公共(委託)	458	64.4%	-	-	-	-
	公共(施設内)	20	50.0%	-	-	-	-
	ポリテクセンター	272	72.8%	-	-	-	-
	計	914	66.5%	-	-	-	-

定員、入所者数は年度ごとの集計。令和4年度の充足率は9月までの開講コース。

就職率は当該年度に終了したコースの状況により算出しているため、前年度に開始したコースも算入される。

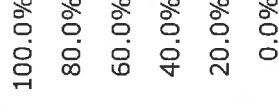
求職者支援訓練については、雇用保険適用就職率。(平成28年4月1日以降開講コースについて訓練修了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除く。)

充足率



求職者支援訓練 公共(委託)
公共(施設内) ポリテクセンター

就職率



求職者支援訓練 公共(委託)
公共(施設内) ポリテクセンター

2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度

令和3年度の公共職業訓練(委託訓練・施設内訓練)の就職率の目標は、85%

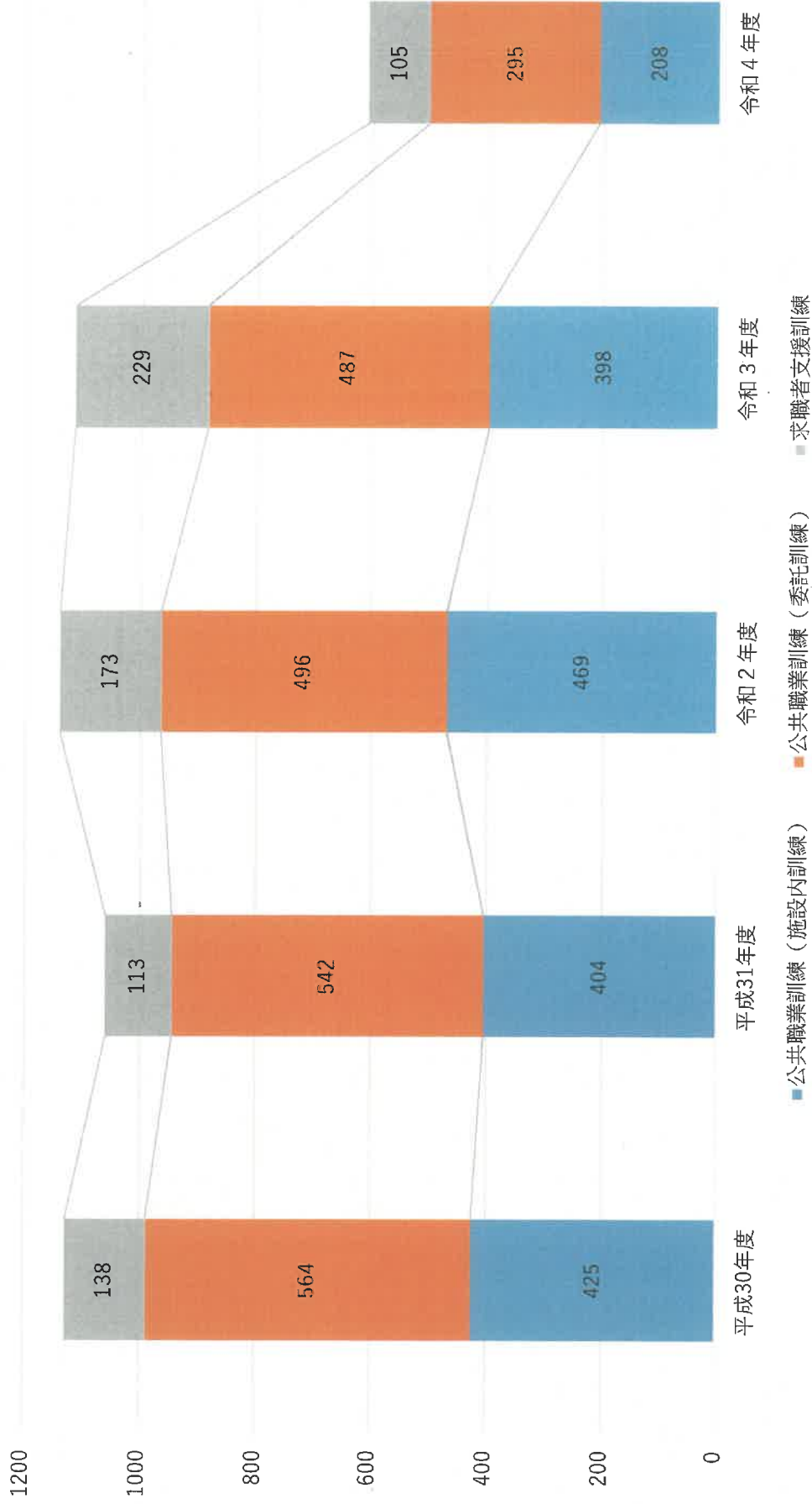
- ・委託訓練 78.5% ・施設内訓練 85.7%
- ・ポリテクセンター 92.8%

令和3年度の求職者支援訓練の就職率の目標は、基礎コース58% 実践コース63%

- ・基礎コース 47.6% ・実践コース 54.6%

(2) 年度別 受講状況 (受講者数)

ハロートレーニング (離職者向け) 受講状況



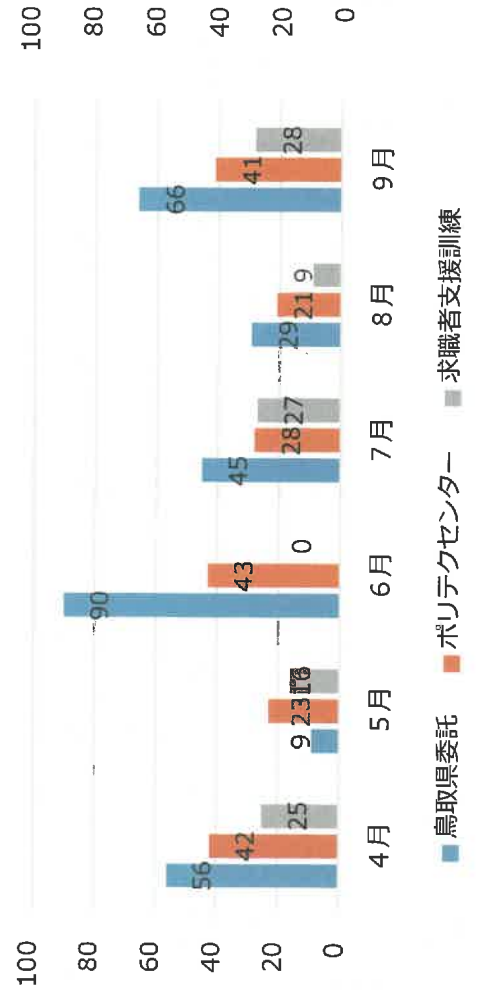
※令和4年度は9月までの状況

(3) 令和4年度の受講状況（前年との比較）

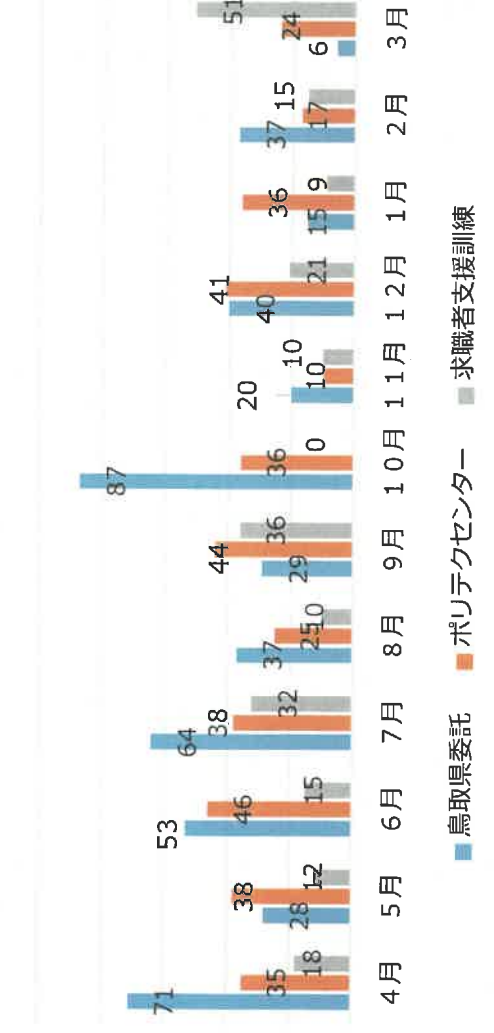
	令和4年度 目標	令和3年度 実績	受講者数												計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
公共職業訓練 (離職者訓練)	736	700	R4	56	90	45	29	66	-	-	-	-	-	-	-	-	295
			R3	71	28	53	64	37	29	87	20	40	15	37	6	487	
求職者支援訓練	541	541	R4	42	23	43	28	41	-	-	-	-	-	-	-	-	198
			R3	35	38	46	38	25	44	36	10	41	36	17	24	390	
計	1729	1732	R4	25	16	0	27	9	28	-	-	-	-	-	-	-	105
			R3	18	12	15	32	10	36	0	10	21	9	15	51	229	
			受講者 数計	124	78	114	134	72	109	123	40	102	60	69	81	1106	

※受講者数については、その年度の高い月を赤色セル、低い月を緑色セルに着色している

令和4年度の受講状況

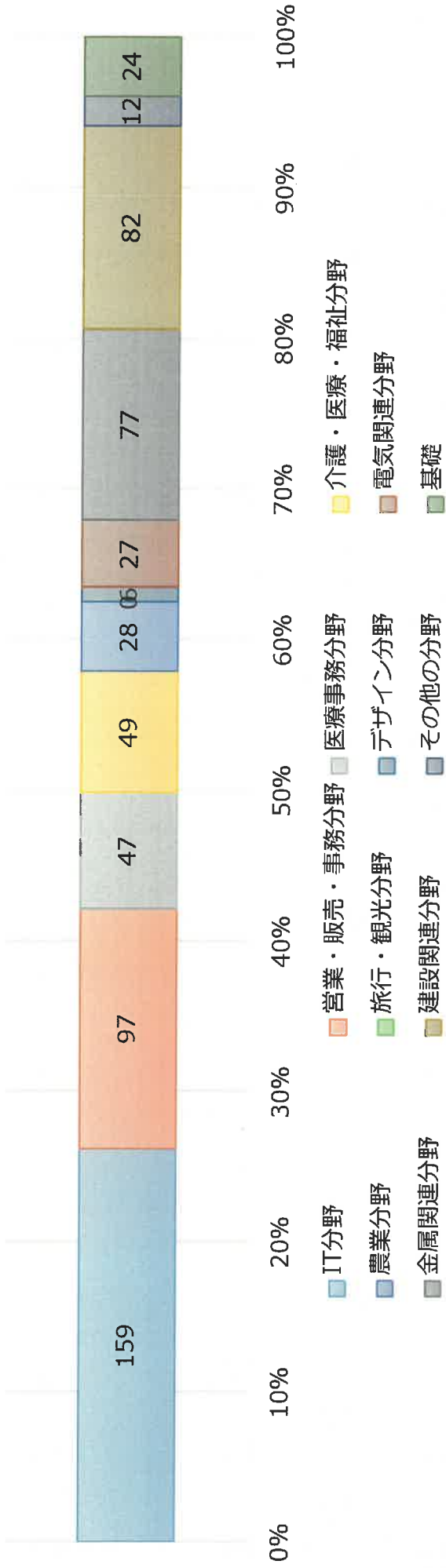


令和3年度の受講状況



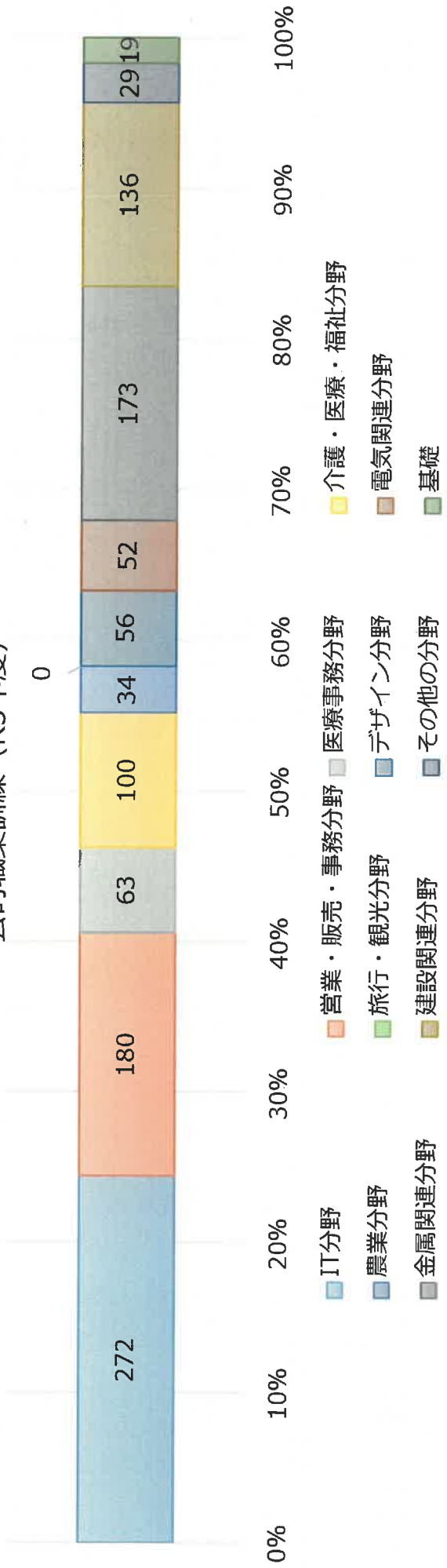
(4) 分野別 受講状況

公的職業訓練 (R4年度)



※令和4年度、旅行・観光分野は中止
 ※令和4年9月までの状況

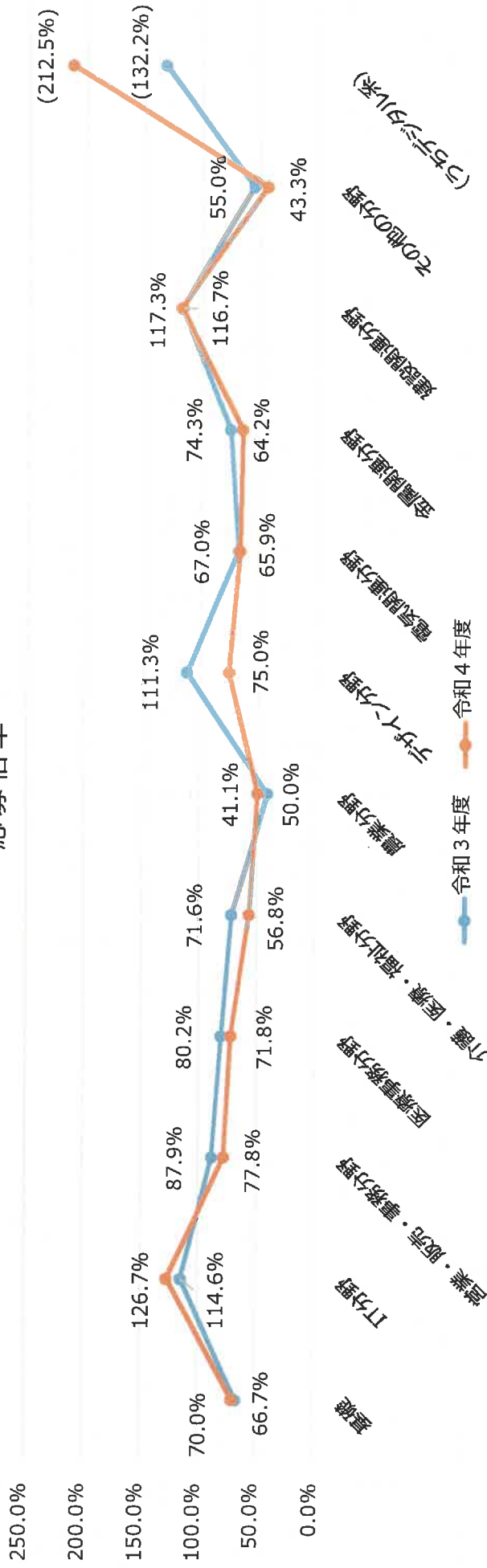
公的職業訓練 (R3年度)



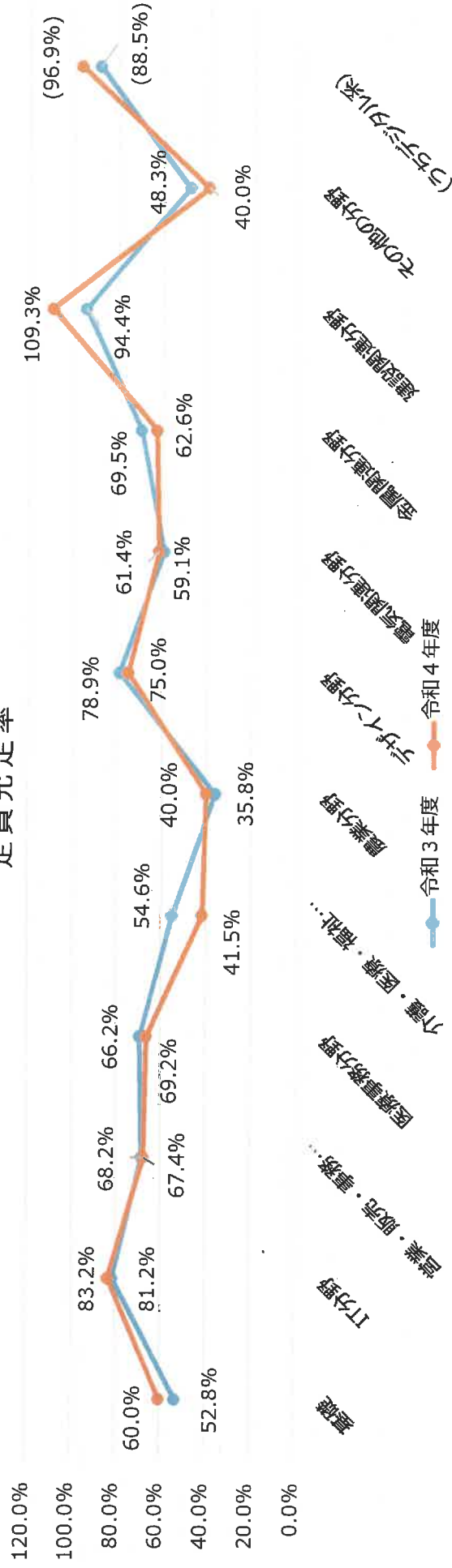
※令和3年度、旅行・観光分野は中止

(5) 分野別 応募倍率・定員充足率

応募倍率

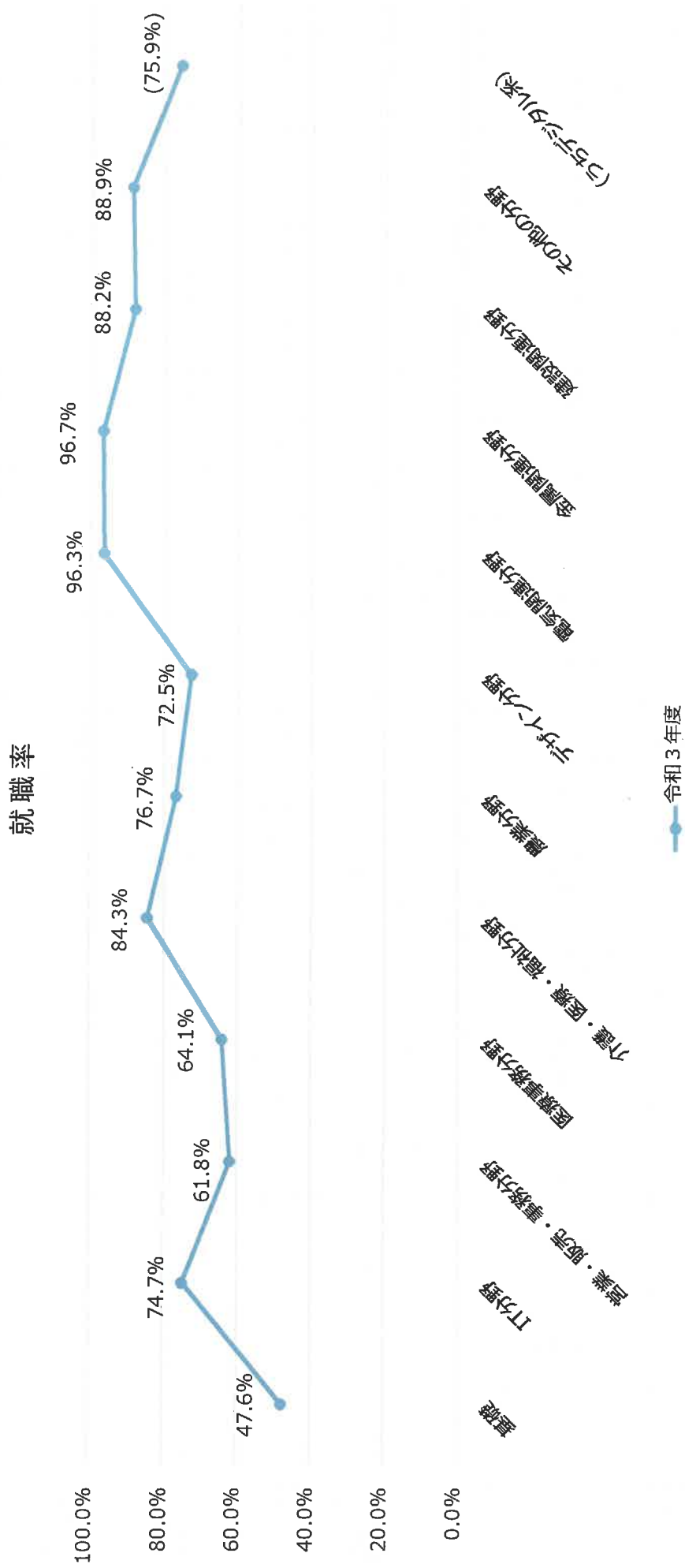


定員充足率



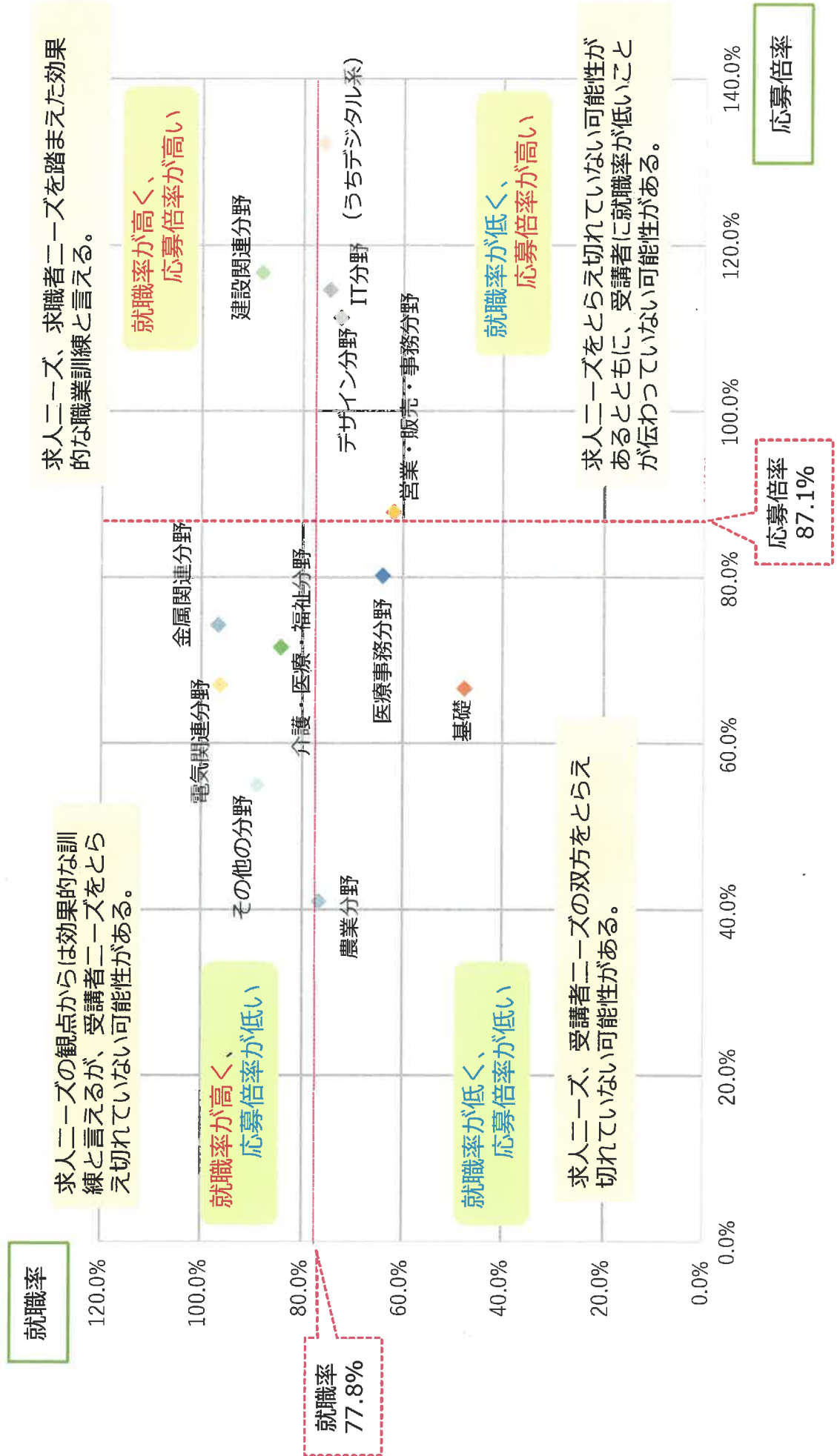
※令和3年度、4年度の旅行・観光分野は中止

(6) 分野別 就職率 (令和3年度)



※令和3年度の旅行・観光分野は中止

(7) 分野別 就職率・応募倍率の分布 (令和3年度)



(8) 求職者支援訓練の認定状況

	年間 訓練計画数	認定 コース数	認定数	認定率	中止 コース数
平成31年度 (2019年度)	132	12	140	106.0%	7
	192	15	172	89.5%	2
	324	27	312	96.2%	9
令和2年度 (2020年度)	151	11	137	90.7%	4
	302	22	295	97.6%	7
	453	33	432	95.3%	11
令和3年度 (2021年度)	144	5	60	41.6%	2
	233	37	431	184.9%	8
	377	42	491	130.2%	10
令和4年度 (2022年度)	182	4	54	29.6%	0
	270	16	208	77.0%	1
	452	20	262	57.9%	1

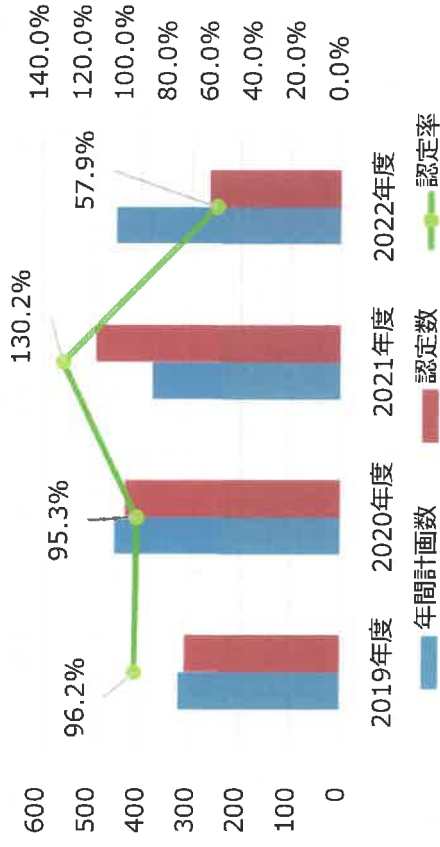
※ 認定数及び認定率は、中止コース分の振替を行っているため100%を超える場合がある。

※ 令和4年度の認定コース数、認定数及び認定率は、第3・四半期までの認定状況。中止コースは9月までの状況。

※ 令和3年度の短期・短時間特別訓練（第1四半期2コース（24名）、第2四半期3コース（36名）、第3四半期（3コース36名）、第4四半期（9コース106名）

※ 令和4年度の短期・短時間特別訓練（第2四半期2コース（28名）、第3四半期1コース（14名））

求職者支援訓練の認定状況



(9) 職業訓練受講給付金及び認定職業訓練実施奨励金の支給状況

	職業訓練受講給付金		認定職業訓練実施奨励金	
	件数	金額	件数	金額
平成31年度 (2019年度)	246	25,354,999	36	29,513,500
令和2年度 (2020年度)	271	27,473,383	36	30,033,500
令和3年度 (2021年度)	222	22,931,534	49	42,917,500
令和4年度 (2022年度) (4~9月)	92	9,482,172	33	19,494,500

(10) 全国で募集するeラーニング・オンライン訓練実施状況

- ・eラーニング（求職者支援訓練）
 設定 15名~30名の定員×44コース
 定員総数 1,248名（4月~11月までの設定分）
 鳥取県からの応募3名、2名受講（9月末までの状況）
 設定分野（IT、Web、医療事務、英会話、美容など）
- ・オンライン（公共職業訓練・機構委託）
 設定 20名×5コース
 定員総数 100名（9月設定分）
 鳥取県からの応募1名
 設定分野（IT、Webなど）

注：鳥取県内で募集したものの

ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

別添1

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

分野	コース数	総計	
		定員	受講者数
IT分野	26	335	272
営業・販売・事務分野	21	264	180
医療事務分野	7	91	63
介護・医療・福祉分野	22	183	100
農業分野	6	95	34
旅行・観光分野	1	0	0
デザイン分野	6	71	56
製造分野	60	397	254
建設関連分野	16	144	136
理容・美容関連分野	0	0	0
その他分野	0	0	0
基礎	3	36	19
合計	168	1,616	1,114
(参考) デジタル分野	6	87	77

公共職業訓練（離職者向け）
+ 求職者支援訓練（実践コース）

求職者支援訓練
（基礎コース）

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、当該年の3月末までに終了したコース、求職者支援訓練については、当該年の3月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

※ 応募倍率、就職率については、高い分野を赤色セル、低い分野を緑色セルに着色している

分野	公共職業訓練(都道府県:委託訓練)										求職者支援訓練					
	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度継続者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度継続者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	25	323	380	268	268	117.6%	83.0%	74.4%	1	12	4	4	4	33.3%	33.3%	100.0%
営業・販売・事務分野	4	68	89	59	59	130.9%	86.8%	87.5%	17	196	143	121	121	73.0%	61.7%	49.6%
医療事務分野	3	43	41	33	33	95.3%	76.7%	75.8%	4	48	32	30	30	66.7%	62.5%	51.6%
介護・医療・福祉分野	20	159	111	85	85	69.8%	53.5%	84.0%	2	24	20	15	15	83.3%	62.5%	87.5%
農業分野	4	75	25	26	26	33.3%	34.7%	73.9%				0		-	-	-
旅行・観光分野	1			0	0	-	-	-				0		-	-	-
デザイン分野	1	16	31	16	16	193.8%	100.0%	93.8%	5	55	48	40	40	87.3%	72.7%	62.9%
製造分野	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
建設関連分野				0	0	-	-	-				0		-	-	-
理容・美容関連分野				0	0	-	-	-				0		-	-	-
その他分野	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
基礎	-	-	-	-	-	-	-	-	3	36	24	19	19	66.7%	52.8%	47.6%
合計	58	684	677	487	487	99.0%	71.2%	78.4%	32	371	271	229	229	73.0%	61.7%	54.0%
(参考)デジタル分野	3	48	79	47	47	164.6%	97.9%	78.5%	3	39	36	30	30	92.3%	76.9%	70.4%

年度またぎ13コース含む

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)								
	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度繰越者)	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度繰越者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野				0	-	-	-				0		-	-	-
営業・販売・事務分野				0	-	-	-				0		-	-	-
医療事務分野				0	-	-	-				0		-	-	-
介護・医療・福祉分野				0	-	-	-				0		-	-	-
農業分野	2	20	14	8	70.0%	40.0%	85.7%				0		-	-	-
旅行・観光分野				0	-	-	-				0		-	-	-
デザイン分野				0	-	-	-				0		-	-	-
製造分野	0	0	0	0	-	-	-	60	397	277	254	254	69.8%	64.0%	95.3%
電気関連分野				0	-	-	-	12	88	59	52	52	67.0%	59.1%	96.3%
機械関連分野				0	-	-	-				0		-	-	-
金属関連分野				0	-	-	-	42	249	185	173	173	74.3%	69.5%	96.7%
その他の製造関連分野				0	-	-	-	6	60	33	29	29	55.0%	48.3%	88.9%
建設関連分野				0	-	-	-	16	144	168	136	136	116.7%	94.4%	88.2%
理容・美容関連分野				0	-	-	-				0		-	-	-
その他分野	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	2	20	14	8	70.0%	40.0%	85.7%	76	541	445	644	390	82.3%	72.1%	92.9%
(参考) デジタル分野				0	-	-	-				0		-	-	-

年度またぎ23コース含む

ハロートレニング（離職者向け）の令和4年度実績（9月まで）

別添1

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

分野	コース数	総計	
		定員	受講者数
IT分野	16	191	159
営業・販売・事務分野	10	144	97
医療事務分野	5	71	47
介護・医療・福祉分野	16	118	49
農業分野	5	70	28
旅行・観光分野	0	0	0
デザイン分野	1	8	6
製造分野	38	197	116
建設関連分野	11	75	82
理容・美容関連分野	0	0	0
その他分野	0	0	0
基礎	3	40	24
合計	105	914	608
(参考) デジタル分野	2	32	31

公共職業訓練（離職者向け）
+ 求職者支援訓練（実践コース）

求職者支援訓練
（基礎コース）

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

※ 応募倍率については、高い分野を赤色セル、低い分野を緑色セルに着色している

分野	公共職業訓練(都道府県:委託訓練)										求職者支援訓練					
	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者十前年度継続者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者十前年度継続者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	16	191	242	159	159	126.7%	83.2%	-	0	0	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	4	68	53	46	46	77.9%	67.6%	-	6	76	59	51	51	77.6%	67.1%	-
医療事務分野	3	43	31	28	28	72.1%	65.1%	-	2	28	20	19	19	71.4%	67.9%	-
介護・医療・福祉分野	15	106	60	44	44	56.6%	41.5%	-	1	12	7	5	5	58.3%	41.7%	-
農業分野	3	50	21	18	18	42.0%	36.0%	-				0		-	-	-
旅行・観光分野				0	0	-	-	-				0		-	-	-
デザイン分野				0	0	-	-	-	1	8	6	6	6	75.0%	75.0%	-
製造分野	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
建設関連分野				0	0	-	-	-				0		-	-	-
理容・美容関連分野				0	0	-	-	-				0		-	-	-
その他分野	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
基礎	-	-	-	-	-	-	-	-	3	40	28	24	24	70.0%	60.0%	-
合計	41	458	407	295	295	88.9%	64.4%	-	13	164	120	105	105	73.2%	64.0%	-
(参考)デジタル分野	2	32	68	31	31	212.5%	90.9%	-				0		-	-	-

年度またぎ12コース含む

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)										公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度繰越者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講申込者数	受講者数(当該年度入校者+前年度繰越者)	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野				0		-	-	-				0		-	-	-
営業・販売・事務分野				0		-	-	-				0		-	-	-
医療事務分野				0		-	-	-				0		-	-	-
介護・医療・福祉分野				0		-	-	-				0		-	-	-
農業分野	2	20	14	10	10	70.0%	50.0%	-				0		-	-	-
旅行・観光分野				0		-	-	-				0		-	-	-
デザイン分野				0		-	-	-				0		-	-	-
製造分野	0	0	0	0	0	-	-	-	38	197	121	116	116	61.4%	58.9%	-
電気関連分野				0		-	-	-	7	44	29	27	27	65.9%	61.4%	-
機械関連分野				0		-	-	-				0		-	-	-
金属関連分野				0		-	-	-	27	123	79	77	77	64.2%	62.6%	-
その他の製造関連分野				0		-	-	-	4	30	13	12	12	43.3%	40.0%	-
建設関連分野				0		-	-	-	11	75	88	82	82	117.3%	109.3%	-
理容・美容関連分野				0		-	-	-				0		-	-	-
その他分野	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	2	20	14	10	10	70.0%	50.0%	-	49	272	209	314	198	76.8%	72.8%	-
(参考) デジタル分野				0		-	-	-				0		-	-	-

年度またぎ23コース含む

令和5年度鳥取県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和4年度計画と同程度の規模で人材を育成

①就職率が高く、応募倍率が低い分野

- ・訓練コースが、求職者にとって応募や受講がしやすい募集日程・訓練日程となっているか検討。
- ・受講勸奨の段階で、訓練コースの内容や効果に関する周知の強化について検討。

②就職率が低く、応募倍率が高い分野

- ・求人ニーズに即した訓練内容になっているか検討。
- ・就職支援策に課題がないか、受講勸奨時に、受講者に必要な情報が伝わっているか検討。

③就職率が低く、応募倍率が低い分野

- ・求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討。
- ・就職支援策に課題がないか、訓練コースの周知や受講勸奨に問題がないか検討。
- ・以上を講じても改善されないときは訓練コースの縮小を検討。

④求職者支援訓練のうち基礎コースの認定実績は認定計画数の4割

- ・就労経験が少ない者等の就職困難者には、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースは有効であり、引き続き基礎コースの設定を推進していく。

⑤デジタル技術の進展に的確に対応するためには、企業のDX化を促める必要がある

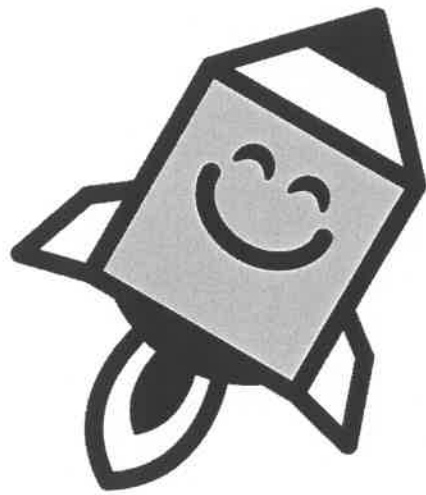
- ・職業訓練のデジタル分野への質・量ともに重点化が必要。

実施状況
の分析

計画と実
績の乖離

人材二
ズを踏ま
えた設定

各機関の取組状況



公的職業訓練の状況について

ハローワーク鳥取

1 訓練コース定員充足に向けた取組み

- (1) 公的職業訓練（ハロートレーニング）周知のためのセミナー開催等
 - ・ポリテクセミナー
→令和3年度（9月から再開）は計5回、令和4年度上期は計3回実施。
 - ・ポリテクセンター鳥取職員による相談コーナーの設置→週2回（火・木曜の午前）
 - ・複数コース及び個別コースのセミナー（上記ポリテクセミナーを除く）
→令和3年度は計29回、令和4年度上期は計16回実施。
 - ・介護系コースのセミナー
→介護体験付きは、令和2年3月以降は中止（コロナの影響）。
→介護職ビデオセミナー（月1回開催）において職業訓練に係る説明を実施。
- (2) 職員研修（訓練施設の見学会）
→令和3年度は8回、令和4年度上期は2回実施。
- (3) 定員充足状況
 - ＜令和3年度＞
 - ・公共職業訓練全体 66.7%
(ポリテクセンター鳥取 56.5%、委託訓練 76.6%、介護労働講習 35.0%)
 - ・求職者支援訓練 54.7%
 - ＜令和4年度上期＞
 - ・公共職業訓練全体 66.5%
(ポリテクセンター鳥取 56.7%、委託訓練 76.2%、介護労働講習 45.0%)
 - ・求職者支援訓練 50.0%

2 訓練修了者への就職支援

- (1) 訓練施設と連携して訓練受講中から就職支援
 - ・訓練施設への求人情報提供
 - ・公共職業訓練については、訓練修了1か月前を目途に就職先が決まっていない訓練生を全員当所へ誘導し職業相談を実施。
 - ・求職者支援訓練等については、指定来所日における職業相談を実施。
 - ・訓練修了予定者への求人情報提供、担当者制の実施。
- (2) 訓練修了3か月後の就職者数
 - 令和3年度 目標値294人に対し、実績395人
 - 令和4年度上期 目標値152人に対し、実績211人

あなただけの

職業訓練紹介セミナー



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

持ち味発見！就活に活かす！

10/5 (水) 10:30~11:45

(受付開始 10:15~)

自分を知ると「書ける・話せる・続けられる」
あなただけの経験に基づく「持ち味」＝強み・弱みを含む
あなたの要素を「言語化・見える化」し
就職に活かしませんか？

【内容】

- ・自分をよく知り就活に活かすには
- ・ジョブカードの作成メリットと活用方法
- ・ハロートレーニング（職業訓練）の概要

定員15名
(先着順)

【会場】

ハローワーク鳥取 3階 会議室

当セミナーは
雇用保険の求職
活動実績に該当
します！

【申込方法】

事前に受付・相談窓口でお申込みください。
なお、キャンセルの場合は必ず連絡をお願いします。

【問合せ先】

ハローワーク鳥取 職業紹介第2部門（訓練担当）
電話：0857-23-2021 （42#）

◆◆参加される方へのお願い◆◆

換気、アルコール消毒液の設置等感染症拡大防止の措置を講じた上で、
開催いたします。セミナー当日は必ずマスクを着用いただき、体調不良
の方は参加を控えていただきますようお願いいたします。

【持ち味発見！】

職業訓練紹介セミナー参加申込書

開催日時 令和4年10月5日(水) 10時30分～
(受付 10時15分～)

場所 ハローワーク鳥取 3階会議室

【注意事項】

- ・体調が優れない場合は受講をお控えください。
- ・来所時には、マスクを着用してください。
- ・入室前、アルコール消毒の実施および検温のご協力をお願いします。

※セミナーの撮影、内容の録音、またこれらをSNS等で情報発信する行為はお控えください。

【お問合せ・申込み先】

ハローワーク鳥取 職業紹介第2部門 職業訓練担当
電話(0857)23-2021(42#)

※ 切り取り線

【持ち味発見！】

職業訓練紹介セミナー参加申込書

開催日時 令和4年10月5日(水) 10時30分～

求 職 番 号	—
氏 名	

【担当】ハローワーク鳥取
紹介第2部門 職業訓練担当

令和3年度 県立産業人材育成センターにおける職業訓練の実施状況等について

令和4年10月26日
県立産業人材育成センター

1 令和3年度の実施状況（離職者対象訓練を除く）

新規学卒者、障がい者及び在職者を対象とした職業訓練を実施した。

令和4年9月末 現在

(単位：人、%)

対象	期間	校名	訓練科名	定員	入校 進級	修了	就職	就職率	前年同期	
新卒者 (施設内)	1年・2年	倉吉校	ものづくり情報技術科	(1年生)	20	7	—	—	—	—
				(2年生)	20	7	5	5	100.0	100.0
			土木システム科	10	10	10	10	100.0	100.0	
			木造建築科	10	5	3	3	100.0	100.0	
		米子校	自動車整備科	(1年生)	25	24	—	—	—	—
				(2年生)	25	14	13	13	100.0	100.0
			設計・インテリア科	20	9	8	8	100.0	100.0	
			デザイン科	20	17	13	11	84.6	85.7	
新卒者等対象計				150	93	52	50	96.2	96.2	
障がい者	1年等	倉吉校	16科 (総合実務科、就業支援科等)	77	18	13	10	76.9	94.4	
在職者	24時間等	倉吉校 米子校	45コース (PC・事務・オーダーメイド等)	600	371	310	—	—	—	

2 主な就職状況（順不同）

ものづくり情報技術科

(株)寺方工作所
今井航空機器工業(株)
(有)本田モータース

総合実務科

愛ファクトリー(株)
(一社)SORTE
(一社)あいおい

自動車整備科

鳥取トヨペット(株)
(株)ホンダカーズ鳥取
鳥取ダイハツ販売(株)
(株)レッドバロン
(株)スズキ自販鳥取
鳥取トヨタ自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
ヤマトオートワークス(株)
山陰スバル(株)
根雨自動車整備(株)

土木システム科

(株)井中組
管島工業
中一建設(株)
(有)サン技術コンサルタント
(有)南谷産業
(株)エスジーズ【在職者】
(株)原田建設【在職者】
こおげ建設(株)【在職者】

デザイン科

(株)カワバタ印刷
(有)ベルエール
(一社)日南町観光協会
グッドヒル(株)
(株)アイコム
(有)ただねだ写真館
(株)モリイ食品
(株)SHINKEN
(有)太陽平版
(有)インテリアフナコシ
(株)サンイントウエイ

木造建築科

(株)河本建築工業
中央建設(株)
(株)原田建設

造園管理科

(株)田中造園土木
(有)大下造園

設計・インテリア科

(株)大協組
(株)ミヨシ産業
(株)ドラミートウキョウ
(合)ニシモト
ホームテック
(株)リンクス
個人事業

造園科

鳥取西部生農業協同組合
(株)日新
(株)清水設計

令和4年度 県立産業人材育成センターにおける職業訓練の取組状況等について

令和4年10月26日
県立産業人材育成センター

1 学卒者等対象訓練入校状況（離職者対象訓練を除く）

令和4年9月末 現在

(単位：人、%)

対 象	期 間	校 名	訓練科名	定員	入校 進級	
新卒者 (施設内)	1年・2年	倉吉校	ものづくり情報技術科	(1年生)	20	6
				(2年生)	20	4
			土木システム科		10	9
			木造建築科		10	2
		米子校	自動車整備科	(1年生)	25	19
				(2年生)	25	24
			設計・インテリア科		20	9
			デザイン科		20	17
新卒者等対象 計				150	90	
障がい者	1年等	倉吉校	15科 (総合実務科、就業支援科 等)	77	8	
在職者	24時間等	倉吉校 米子校	38コース (PC・事務・オーダーメイド 等)	600	152	

2 令和4年度の新たな取組

(1) デジタル人材に対する需要の高まりに対応するため、ICT利活用スキル習得等を目的とした訓練を充実する。

<新設する訓練科>

○Webプログラミング科 [定員：16名] (6か月)

(内容) プログラミング言語、デザインソフトの活用方法、HP作成に関する知識を習得する。

ITスキル標準レベル1以上の資格取得を目指すコース

○電子会計科 [定員：16名] (5か月)

(内容) 主に電子会計、日商簿記、ビジネスソフトに関する知識を習得する。

<開講回数を増やす訓練科>

○ネットビジネス科 [定員：16名] (4か月) (1回→2回)

(内容) 主にHP作成・運営、ネット通販に関する知識やデザインソフトの活用方法を習得する。

(2) 非正規雇用労働者等の早期就労を支援するため、介護分野及びIT分野の一部訓練において、訓練期間・時間の柔軟化を行う。

<開講回数を増やす訓練科>

[短期間の訓練] 介護職員初任者研修科、パソコン入門科 (期間：3か月→2か月)

[短時間の訓練] ビジネスパソコン科 (時間：100時間/月→80時間/月)

デジタル人材の育成・確保について

令和4年10月/鳥取県雇用人材局

■背景（全国的な課題や国の方針）

- デジタルによる経営課題等の解決の担い手となる「デジタル人材」は、質・量ともに不足、人材全体の底上げや裾野拡大、専門人材の育成・確保、都市圏への偏在解消等が必要。

【参考データ】

- ・日本人労働者のデジタル/テクノロジーのスキルは64か国中62位。(IMD「デジタル競争力ランキング」2021)
- ・デジタル人材の7割強がIT企業内に偏在。(IPA「IT人材白書2017」)
- ・国内事業会社の約9割がIT人材の質・量ともに不足感を感じている。(IPA「DX白書2021」)
- ・国内のIT技術者数の約6割が東京圏に集中している。(国勢調査2015)

- 国は、全ての人のデジタルリテラシー獲得を図り、地域課題のデジタル実装による解決を牽引する「デジタル推進人材」を2022年度からの5年間で230万人育成する方針。

【国の重点施策】

- ①デジタル人材育成プラットフォーム ②職業訓練 ③大学等の教育（リカレント含む） ④デジタル人材の地域還元
- ※女性のデジタル人材については、女性デジタル人材育成プランと連携

■鳥取県内における企業・商工団体・関係機関等の声

<県内企業・商工関係団体>

- 企業活動におけるDXやデジタル化の重要性や将来的な必要性は認識。
- 推進役となる「自社業務の知識とデジタル知識・スキルの両方を有する人材」が不足しており、特に自社業務を理解する社員に対して、デジタルに関する知識・スキルを「学ぶ機会」を提供することが有効。

【県内企業の声】

- ・デジタル人材育成を課題と認識するが、取り組む余裕がなく、優先順位が低い。
- ・デジタル化を経営課題の解決にどうつなげればよいか分からない。何を学びどう進めればよいか分からない。
- ・DXを推進するには、現場業務とデジタルの知識が必要だが、現場責任者はデジタルに弱い。この層に対する研修が必要。
- ・DXは敷居が高い印象があり、低コストで現場に取り入れられるデジタルの知識・スキル（例：Googleアプリ活用等）を学ぶ機会があれば一歩踏み出せる。
- ・副業としてクラウドワークを行う人材に業務を委託したいが人材が不足している。
- ・人材不足を補うためICTを活用することも必要。SNSやホームページの活用も課題。スキルと学ぶ時間がない。

【商工関連団体の声】

- ・DXの必要性を理解している企業は増えたが、デジタルと社内業務の両方を理解している人材がいない企業が大半。外部人材や採用で対応しようとしても、社内業務への理解がなく進まない。
- ・社内業務を理解している人材を対象にしたデジタルのリスキリングが必要。一度に理解するのは難しいと思うので、小さなテーマを設定し、少しずつ学んでいけるような手法をとることが有効では。

<県内IT関連企業>

- デジタル専門人材（技術者）として、県内企業のデジタル実装へのサポートが期待されるが、人材確保に苦慮している現状。
- 社員教育に時間・費用がかかるため、中途採用の場合は、プロジェクト管理できる即戦力人材、他業界に精通し取引先にデジタルによる課題解決を提案できる人材を希望。

【県内IT企業の声】※IT関連団体役員

- ・新卒文系でも採用し育成したいという声はあるが、業界が敬遠されているのか採用枠が埋まらない。人材確保に苦戦。
- ・中途採用で求めているのは即戦力。資格保有状況よりも何ができるかで評価していく（開発経験の有無（プログラムを組んだことがある）や指導経験等）。
- ・他業界に詳しく取引先の課題に対しデジタルを用いて解決していけるような人材を採用したい。
- ・人材がいないというが、求める人材は県外に多い。
- ・プログラマーを求める企業があるのは事実だが、外注に出した方が自社で抱えるより安価。
- ・新入社員の教育には年間で一千万円程度コストが掛かる。
- ・県内中小企業からDXの相談はない。

<県内訓練実施機関等の声>

- 離職者対象訓練について、訓練生の就職に直結するよう、企業が求める資格やスキルを踏まえたカリキュラム策定し、明確なゴールの設定が必要。
- 訓練生のニーズの高いデジタル分野の訓練については、実施機関に限られるとともに、講師不足も課題のため、人材育成・確保を図る必要。（県立産業人材育成センター）

【県内訓練実施機関の声】

- ・離職者訓練は、市販のツールやソフトが使えるようになる、ある資格が取得できるなどの明確なゴールが必要。
- ・離職者訓練はやはり就職が目標。企業側の求める資格や能力を把握した上での訓練カリキュラム策定より効果的だと思うので、情報共有していただきたい。

■県の取組方針

- 県内企業の持続・発展のためにはデジタルによる業務効率化、生産性向上は不可欠であるため、国の施策も踏まえて、デジタル分野の人材育成の取組を強化していきたい。
 - ・県内企業等のニーズを踏まえ、離職者・非正規雇用労働者等及び企業在職者を対象とした、より実践的なデジタル分野の職業訓練の拡充
 - ・業種や職種を問わず、幅広い働き手を対象としたリスキリングの推進

参 考 資 料



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

法定化される協議会について

職業訓練に地域のニーズを適切に反映させること等により、効果的な人材育成につながるため、訓練コースの設定や検証等について関係者間で協議する都道府県単位の協議会の仕組みを設ける。

構成員

都道府県労働局、都道府県、都道府県、労働者団体、使用者団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者、学識経験者、その他必要と認める者

現行の訓練協議会の問題点

- 大まかな人材ニーズの把握にとどまっている
 - ・ 主にハローワークの求人・求職情報によりニーズを把握しているため、当面の人手不足分野や不足人数などの把握にとどまる。
- 訓練実施計画では訓練実施分野や人数の設定にとどまっている
 - ・ 具体的な訓練コースの内容は定めていない。
 - ・ デジタル分野の訓練が設定されていない地域がある。

法定化を機に運用を改善

① 人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

- 将来的に必要なスキルも含めた詳細な人材ニーズを把握
 - ・ 労使団体などから、地域の今後の産業展開も踏まえた必要スキルなどのニーズ情報を把握。
- 把握したニーズを踏まえた訓練コースを訓練実施計画に設定
- 訓練実施計画と実際に設定された訓練コースのミスマッチを検証

ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

② 訓練効果の把握・検証

- 個別の訓練コースの訓練効果の把握・検証が十分ではない

法定化

個別コースの質の向上を促進

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

.....主催

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校・高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

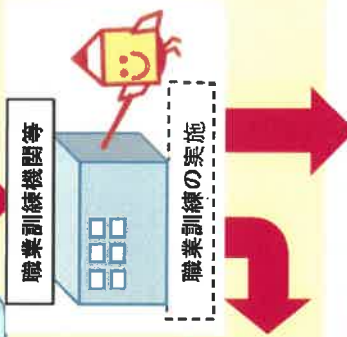
地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定



将来的に必要なスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

「地域職業訓練実施計画」と実績とのミスマッチの検証

②訓練効果の把握・検証（協議会の下のワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は着実に改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度第1四半期の国内総生産において戦後最大の落ち込みが生じるなど、今後も、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引き上げのための支援、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援、人材育成の強化・人材確保対策・地方創生の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題

に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

また、企業が付加価値の高い分野又は医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図ることが重要であり、そのために必要となる人材の育成を行っていけるよう、公的職業訓練のあり方を不断に見直していくことが重要である。とりわけ、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に対応する人材の育成が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応するため、IT理解・活用力を習得する訓練をはじめとする離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数については、全国では令和元年で138万人と6年連続で減少している一方、フリーターと同属性の35歳から44歳の層は平成24年以降50万人～60万人台の水準で推移している。また、ニートである若年者もいまだ多い状況となっている。こうしたことから、今後の我が国の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用し、若年者の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、人生100年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰及び転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。現に60歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働き続けたいという者も多い状況にある中で、政府としても70歳までの就業機会の確保に向けて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）を改正し、高年齢者就業確保措置に係る努力義務を新設したこと等を踏まえれば、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である。

また、基幹的な産業であるものづくり現場を支えてきた熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えているため、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要であるとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を図っていくことが求められる。このため、事業主等による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣する等、事業主等による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した公的職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成を一層推進する必要がある。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加しており、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求

められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携により、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援を推進することが必要である。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

① 離職者訓練

令和2年4月から令和2年12月までの本県における新規求職者数は17,814人で、前年同期と比べると10.1%減少している。そうした中で、公共職業訓練の施設内訓練が407人の定員に対して382人が受講し、受講率は93.9%、委託訓練は572人の定員に対して436人が受講し、受講率は76.2%となっている。求職者支援訓練では204人の定員に対して123人が受講し、受講率は60.3%となっている。

※令和元年度の職業訓練（年度またぎ訓練を除く）の受講者数は次のとおり。

【公共職業訓練】

鳥取県 施設内訓練	8人
委託訓練	542人
高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）	
施設内訓練	396人

【求職者支援訓練】 113人

※令和元年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

【公共職業訓練】

鳥取県 施設内訓練	100.0%
委託訓練	78.7%
高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）	
施設内訓練	90.4%

【求職者支援訓練】 基礎コース 70.4%
実践コース 81.5%

(注) 求職者支援訓練の基礎・実践コースは令和2年3月末までに終了した訓練の、終了後3か月までの就職率。

② 在職者訓練

公共職業能力開発施設のうち機構が実施する職業訓練の受講者数は、令和2年12月末現在で327人であった。また、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和2年12月末で308人であった。

③ 学卒者訓練

県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和2年12月末で83人であった。

④ 障がい者訓練

県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和2年12月末で21人であった。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数

(1) 実施方針

雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明なところがあるものの、離職者を対象とする職業訓練は、令和3年度においても、成長が見込まれる分野や介護等の人材不足分野における人材育成に配慮しつつ実施していくとともに、非正規雇用労働者等の正社員就職を実現するため、国家資格の取得を目指す長期高度人材育成コースを設定して実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、地域における職業訓練の質の検証・改善のための取組を実施していく。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型訓練の実施が困難な場合は、オンラインにより授業を行う。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 対象者数

施設内訓練は561人（県20人、機構541人（うち橋渡しコース45人、日本版デュアルシステム30人））とし、委託訓練は720人（うち令和3年度に開始する年度またぎ163人、長期高度人材育成コース33人（うち介護福祉士養成科18人、保育士養成科10人、栄養士養成科5人）、日本版デュアルシステム15人、育児等両立再就職支援コース29人）としている。

② 就職率に係る目標

施設内訓練は県実施訓練及び機構実施訓練共に85%とし、委託訓練についても85%を目指す。

③ 施設内訓練

県実施訓練では、引き続き造園系20人（倉吉校10人、米子校10人）を実施する。機構実施訓練では、引き続き居住、機械、電気の分野で企業ニーズを反映した民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施する。

④ 委託訓練

- ・ 農業系、事務系、情報系、介護系、その他の分野とし、県の産業振興施策、求職者及び企業のニーズを踏まえた訓練を実施する。また、企業ニーズの高いコミュニケーション能力等の向上に関するカリキュラムを継続して実施する。
- ・ 非正規雇用労働者等の正社員就職を実現するため、国家資格の取得を目指す介護福祉士養成科（2年）、保育士養成科（2年）及び栄養士養成科（2年）を引き続き実施する。
- ・ ITを活用する様々な産業への就職に繋げていくため、第4次産業革命による技術革新に対応したIT理解・活用力を習得するための訓練を実施する。
- ・ 産業人材ニーズや社会経済動向を踏まえ、観光人材養成科を引き続き実施するほか、就職氷河期世代等の安定的就業に向けた訓練を実施する。

⑤ 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 受講（希望）者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所等とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職支援を充実する。
 - ・ また、訓練修了後は、公共職業安定所において、訓練修了時に作成したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用して、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- (3) 公共職業訓練（在職者訓練）
- ① 対象者数
 県実施訓練が 600 人（倉吉校 345 人、米子校 255 人）、機構実施訓練が 230 人（鳥取センター150 人、米子センター80 人）としている。
 - ② 実施分野・内容等
 - ・ 県実施の訓練では、人手不足が続いている分野を中心として、労働生産性の向上等につなげるため、在職者の育成等を行う訓練を実施する。また、観光に係る訓練を引き続き実施する。
 - ・ 機構実施の訓練では、当該地域における人材育成ニーズを把握し、ものづくり分野を中心に、民間では実施できないコースを実施するとともに、産業の基盤を支える人材の育成に努める。また、生産性向上人材育成支援センターにおいては、在職者訓練のコーディネーターや生産性向上のための支援を行い、引き続き、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。併せて 70 歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。
- (4) 公共職業訓練（学卒者訓練）
- ① 対象者数 150 人（うち令和 3 年度に開始する年度またぎ 45 人）としている。
 - ② 実施分野・内容等
 - ・ 県内のものづくりに携わる人材の育成のための「ものづくり情報技術科（定員 20 人、期間 2 年）」を引き続き実施する。
 - ・ 土木・建築関連の人材育成のため、土木システム科、木造建築科、設計・インテリア科を引き続き実施する。
 - ・ 倉吉校・米子校にスクールカウンセラーを引き続き配置して、訓練受講者に対する心のケアを充実させる。
- (5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等
- ① 対象者数 74 人（うち施設内 15 人、委託訓練 59 人（令和 3 年度に開始する年度またぎ 3 人））としている。
 - ② 実施分野・内容等
 - ・ 施設内訓練において、訓練生の入校促進を図るため、昨年度に引き続き訓練開始時期を 4 月、7 月、9 月の年 3 回とする。
 - ・ 関係機関と密に連携をとりながら、障がい者の就職に結びつくような訓練科及びカリキュラムを設定し、訓練を実施する。
 - ・ 県及び関係機関の担当者を交えた面談を複数回実施することにより、訓練生の就職希望や求職状況の情報を共有し、連携して就職支援を行う。
- (6) 求職者支援訓練
- ① 対象者数
 非正規雇用労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たせるよう、214 人程度に

訓練機会を提供するため、訓練認定規模 377 人を上限とする。

② 目標就職率

雇用保険適用就職を対象とし、基礎コース 58%、実践コース 63%を目指す。

③ 実施分野・内容等

- ・ 基礎コースは、訓練開始からの 1 か月に職業能力開発講習(社会人スキル)を実施し、パソコンスキルのほかに、短期間の職業スキル(基礎・介護・医療事務・その他の分野)を習得するコースとする。
- ・ 実践コースは、基礎的な職業スキルに加えて、職務遂行のための実践的な技能等を習得するコースとし、介護、医療事務、情報、その他の分野を習得するコースとする。
- ・ 託児サービス付き訓練コース及び短時間訓練コース(1日4～6時間、1月80時間以上)を求職者ニーズ等考慮して実施する。
- ・ 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す者を対象として、実践コースにおける訓練期間の下限を緩和したコースや、在職中等特に配慮を要する者を対象として、訓練時間の下限を緩和したコースの設定を検討する。

④ 訓練認定規模等

	鳥取県全域	割合
基礎コース	144人	38.2%
実践コース	233人	61.8%
介護系	48人	20.6%
医療事務系	48人	20.6%
情報系	24人	10.3%
その他	113人	48.5%

- ・ 各地域(県内を東部・中部・西部地域に区分)の訓練実施を確保するため、基礎コース、実践コースの何れかにおいて12人の地域優先枠を設定する。なお、設定に際しては、基礎コースを優先する。
- ・ 新規参入枠は、鳥取県全域において基礎コース30%、実践コース30%を限度に設定するが、認定上限値が12人を下回る場合は、これを12人に切り上げることができる。ただし、実績枠が12人を下回ることがないようにする。また、実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で、新規参入枠へ振り替えることも可能とする。
- ・ 地域ニーズ枠は、鳥取県全域において20%を限度に設定するが、認定上限値が12人を下回る場合は、これを12人に切り上げることができる。なお、認定単位期間で、実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一の認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることを可能とする。
- ・ 同一の認定単位期間内において、実践コースのうち、特定の分野に余剰定員が発生した場合は、他の分野へ振り替えることも可能とする。
- ・ 訓練実施機関の参加機会を確保するため、同一の認定単位期間において、各コース(実践の場合は分野)・地域で申請できるコースの上限を1コースとし、申請定員は基礎コース、実践コースともに12名を上限とする。ただし、当該認定単位期間の認定申請受理期間が終了した後に、再度認定申請受理期間を設定(再募集)する場合は、申請できるコース数に上限は設けない。

- ・ 中止したコース及び未認定分の訓練定員枠については、第3・四半期以降は基礎コース・実践コース及び実践コースの分野を問わず充当することを可能とする。
- ・ 認定単位期間
 - 四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、鳥取労働局のホームページ及び機構支部のホームページで周知する。
- ⑤ 訓練修了者等に対する就職支援等の充実
 - ・ 訓練期間中から終了後までにおいても、実施機関と公共職業安定所が連携し、ジョブ・カードを活用した適切なキャリアコンサルティングを行い、訓練効果が活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実させる。
 - ・ 受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてきめ細かい支援を行う。
 - ・ 受講を希望する者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
 - ・ 訓練修了後は、公共職業安定所において、訓練実施機関が訓練期間中に作成支援したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

また、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）等の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項

(1) 関係機関との連携

- ・ 職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、公的職業訓練の訓練規模、分野及び時期において鳥取労働局・機構支部・鳥取県が連携を密にすることや、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められることから、鳥取県地域訓練協議会を開催して、当県の実情を踏まえた職業訓練の実施計画について検討する。
- ・ 鳥取県地域訓練協議会に加え、産業ニーズ、求人・求職者ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを必要に応じ開催する。ワーキングチームは、鳥取県商工労働部雇用人材局、機構支部、鳥取労働局職業安定部訓練室で構成する。
- ・ 公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たり、鳥取労働局（公共職業安定所）・鳥取県・労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用して、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

(2) 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ・ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。
- ・ 公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

の着実な実施等に資するため、鳥取県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

- ・ 今後とも、鳥取県地域訓練協議会及びワーキングチームを開催し、公的職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢も着実に改善していたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により戦後最大の経済の落ち込みが生じており、今後も、同感染症の感染拡大が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的にみると、少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、

また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの産業で非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル人材については、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取り組み中で、その育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっている。公共職業訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付におけるデジタル分野については、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ措置などを活用し、デジタル分野の訓練をより一層推進していく必要がある。

若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数については、全国では令和2年で136万人と7年連続で減少している一方、フリーターと同属性の35歳から44歳の層は平成24年以降50万人～60万人台の水準で推移している。また、ニートである若年者もいまだ多い状況となっている。こうしたことから、今後の我が国の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という。）を活用し、若年者の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在、30代半ばから50代前半に至っている。その中には、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の問題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

女性については、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、人生100年時代を迎え、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰及び転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。60歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働き続けたいという者も多い状況にある中で、政府としても70歳までの就業機会の確保に向けて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）を改正し、高年齢者就業確保措置に係る努力義務を新設したこと等を踏まえれば、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である。

また、ものづくり現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、当該現場の戦力となる人材の育成を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化等を踏まえたIT分野の訓練の充実など、産業界や地域の人材ニーズに合致した労働者の能力向上を図っていくことが重要である。このため、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣する等、事業主等による職業能力開発を支援し、中小企業事業主等の人

材ニーズに対応した公的職業訓練を一層推進する必要がある。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者をいう。）や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）については、就労による自立を支援することが重要であることから、地方公共団体等福祉施策関係機関との連携により、職業能力開発を含めた就労支援を推進する必要がある。

(2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

① 離職者訓練

令和3年4月から令和3年12月までの本県における新規求職者数は17,616人で、前年同期と比べると11.1%減少している。そうした中で、公共職業訓練の施設内訓練が422人の定員に対して321人が受講し、受講率は76.1%、委託訓練は583人の定員に対して429人が受講し、受講率は73.6%となっている。求職者支援訓練では230人の定員に対して154人が受講し、受講率は67.0%となっている。

※令和2年度の職業訓練（年度またぎ訓練を除く）の受講者数は次のとおり。

【公共職業訓練】

鳥取県 施設内訓練	9人
委託訓練	496人
高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）	
施設内訓練	460人

【求職者支援訓練】 173人

※令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

【公共職業訓練】

鳥取県 施設内訓練	77.8%
委託訓練	78.8%
高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）	
施設内訓練	88.3%

【求職者支援訓練】 基礎コース 67.3%
実践コース 67.9%

(注) 求職者支援訓練の基礎・実践コースは令和3年3月末までに終了した訓練の、終了後3か月までの就職率。

② 在職者訓練

公共職業能力開発施設のうち機構が実施する職業訓練の受講者数は、令和3年12月末現在で305人であった。また、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和3年12月末で335人であった。

③ 学卒者訓練

県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和3年12月末

で 93 人であった。

④ 障がい者訓練

県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の受講者数は、令和 3 年 12 月末で 16 人であった。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明なところがあるものの、離職者を対象とする職業訓練は、令和 4 年度においても、成長が見込まれる分野や介護等の人材不足分野における人材育成に配慮しつつ実施していくとともに、非正規雇用労働者等の正社員就職を実現するため、国家資格の取得を目指す長期高度人材育成コースを設定して実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、地域における職業訓練の質の検証・改善のための取組を実施していく。

なお、オンラインによる職業訓練も引き続き実施を推進していく。

加えて、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が、生活との調和を保ちつつ職業訓練を受講できるよう、その実施期間や時間等について配慮し、短期間・短時間の訓練コース、託児サービス付き訓練コースなどの設定を推進する。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 対象者数

施設内訓練は 561 人（県 20 人、機構 541 人（うち橋渡しコース 45 人、日本版デュアルシステム 36 人））とし、委託訓練は 736 人（うち令和 4 年度に開始する年度またぎ 131 人、長期高度人材育成コース 50 人（うち介護福祉士養成科 35 人、保育士養成科 10 人、栄養士養成科 5 人）、日本版デュアルシステム 15 人、育児等両立再就職支援コース 29 人）としている。

② 就職率に係る目標

施設内訓練は県実施訓練及び機構実施訓練共に 85%とし、委託訓練についても 85%を目指す。

③ 施設内訓練

県実施訓練では、引き続き造園系 20 人（倉吉校 10 人、米子校 10 人）を実施する。機構実施訓練では、引き続き居住、機械、電気の分野で企業ニーズを反映した民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施する。

④ 委託訓練

- ・ 委託訓練に関して、コロナ禍における雇用情勢や過去の応募状況を踏まえ定員数やコースの設定を検討するとともに、企業ニーズの高いコミュニケーション能力等の向上に関するカリキュラムを継続して実施する
- ・ 農業系、事務系、デジタル系、介護系、その他の分野とし、県の産業振興施策、求職者及び企業のニーズを踏まえた訓練を実施する。
- ・ 非正規雇用労働者等の正社員就職を実現するため、国家資格の取得を目指す介護福祉士養成科（2 年）、保育士養成科（2 年）及び栄養士養成科（2 年）を引き続き実施する。
- ・ 社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応した IT 理解・活用力を習得するための訓練

を実施する。

- ・ コロナ禍の影響を受けて離職した方等の早期再就職を支援するため、2か月程度の短期間訓練の実施を検討する。
- ・ 産業人材ニーズや社会経済動向を踏まえ、観光人材養成科を引き続き実施するほか、就職氷河期世代等の安定的就業に向けた訓練を実施する。

⑤ 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 受講（希望）者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所等とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、公共職業安定所において、訓練修了時に作成したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用して、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）

① 対象者数

県実施訓練が600人（倉吉校345人、米子校255人）、機構実施訓練が230人（鳥取センター150人、米子センター80人）としている。

② 実施分野・内容等

- ・ 県実施の訓練では、人手不足が続いている分野を中心として、労働生産性の向上等につなげるため、在職者の育成等を行う訓練を実施する。また、観光に係る訓練を引き続き実施する。
- ・ 機構実施の訓練では、当該地域における人材育成ニーズを把握し、ものづくり分野を中心に、民間では実施できないコースを実施するとともに、産業の基盤を支える人材の育成に努める。また、生産性向上人材育成支援センターにおいては、在職者訓練のコーディネートや生産性向上のための支援を行うとともに、令和4年度においては、生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員を新たに配置したうえで、DXに対応した訓練コースを拡充し、中小企業等のDXに対応した人材育成の支援を促進する。併せて70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）

① 対象者数 150人（うち令和4年度に開始する年度またぎ45人）としている。

② 実施分野・内容等

- ・ 県内のものづくりに携わる人材の育成のための「ものづくり情報技術科（定員20人、期間2年）」を引き続き実施する。
- ・ 土木・建築関連の人材育成のため、土木システム科、木造建築科、設計・インテリア科を引き続き実施する。
- ・ 倉吉校・米子校にスクールカウンセラーを引き続き配置して、訓練受講者に対する心のケアを充実させる。

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 対象者数 74人（うち施設内15人、委託訓練59人（令和4年度に開始する年度またぎ3人））としている。

② 実施分野・内容等

- ・ 施設内訓練において、訓練生の入校促進を図るため、昨年度に引き続き訓練開始時期を4月、7月、9月の年3回とする。
- ・ 関係機関と密に連携をとりながら、障がい者の就職に結びつくような訓練科及びカリキュラムを設定し、訓練を実施する。
- ・ 県及び関係機関の担当者を交えた面談を複数回実施することにより、訓練生の就職希望や求職状況の情報を共有し、連携して就職支援を行う。

(6) 求職者支援訓練

① 対象者数

非正規雇用労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たせるよう、271人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模452人を上限とする。

② 目標就職率

雇用保険適用就職を対象とし、基礎コース58%、実践コース63%を目指す。

③ 実施分野・内容等

- ・ 基礎コースは、訓練開始からの1か月に職業能力開発講習(社会人スキル)を実施し、パソコンスキルのほかに、短期間の職業スキル(基礎・介護・医療事務・その他の分野)を習得するコースとする。
- ・ 実践コースは、基礎的な職業スキルに加えて、職務遂行のための実践的な技能等を習得するコースとし、介護、医療事務、デジタル、その他の分野を習得するコースとする。
- ・ 託児サービス付き訓練コース及び短時間訓練コース(1日4～6時間、1月80時間以上)を求職者ニーズ等考慮して実施する。
- ・ 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す者を対象として、実践コースにおける訓練期間の下限を緩和したコースや、在職中等特に配慮を要する者を対象として、訓練時間の下限を緩和したコースの設定を検討する。

④ 訓練認定規模等

	鳥取県全域	割合
基礎コース	182人	40.3%
実践コース	270人	59.7%
介護系	56人	20.7%
医療事務系	56人	20.7%
デジタル系	56人	20.7%
その他	102人	37.8%

- ・ 各地域(県内を東部・中部・西部地域に区分)の訓練実施を確保するため、基礎コース、実践コースの何れかにおいて14人の地域優先枠を設定する。なお、設定に際しては、基礎コースを優先する。
- ・ 新規参入枠は、鳥取県全域において基礎コース30%、実践コース30%を限度に設定するが、認定上限値が14人を下回る場合は、これを14人に切り上げることができる。ただし、実績枠が14人を下回ることがないようにする。また、実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で、新規参入枠へ振り替えることも可能とする。
- ・ 地域ニーズ枠は、鳥取県全域において20%を限度に設定するが、認定上限値

が14人を下回る場合は、これを14人に切り上げることができる。なお、認定単位期間で、実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一の認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることを可能とする。

- ・ 同一の認定単位期間内において、実践コースのうち、特定の分野に余剰定員が発生した場合は、他の分野へ振り替えることも可能とする。
- ・ 訓練実施機関の参加機会を確保するため、同一の認定単位期間において、各コース（実践の場合は分野）・地域で申請できるコースの上限を1コースとし、申請定員は基礎コース、実践コースともに30名を上限とする。ただし、当該認定単位期間の認定申請受理期間が終了した後に、再度認定申請受理期間を設定（再募集）する場合は、申請できるコース数に上限は設けない。
- ・ 中止したコース及び未認定分の訓練定員枠については、第3・四半期以降は基礎コース・実践コース及び実践コースの分野を問わず充当することを可能とする。
- ・ 認定単位期間

四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、鳥取労働局のホームページ及び機構支部のホームページで周知する。

⑤ 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 訓練期間中から終了後までにおいても、実施機関と公共職業安定所が連携し、ジョブ・カードを活用した適切なキャリアコンサルティング行い、訓練効果が活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実させる。
- ・ 受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてきめ細かい支援を行う。
- ・ 受講を希望する者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練修了後は、公共職業安定所において、訓練実施機関が訓練期間中に作成支援したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

また、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）等の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項

(1) 関係機関と連携

- ・ デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、労働局、機構支部及び県はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと産業界及び地域のニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要があることから、関係者連携協力の下、当県の実情を踏まえた職業訓練の実施計画について検討する。
- ・ 公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たり、鳥取労働局（公共職業安定所）・鳥取県・労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用して、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が実施されるよう検討、協議及び必

要な調整を行うものとする。

(2) 受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ・ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。



11月7日開講 ハロートレーニング (求職者支援訓練)



B-20

Webデザイン科

(eラーニング)

【訓練実施施設】

IT文京株式会社

【訓練コース番号】

5-04-13-002-11-0376

【コース名】()基礎 (○)実践コース

【募集期間】

2022年9月16日～2022年10月4日

科目	科目の内容	訓練時間	
学科	Photoshop基礎①	基本操作、インターフェイス、フィルター機能、jpeg形式、Facebookのカバー写真作成、安全衛生	16
	Photoshop基礎②	画像操作、レイヤー、ブラシ、シェイプ、グラデーション、アイキャッチ画像、バナー、ポスター制作	16
	Photoshop基礎③	テキストツール、ロゴデザイン、マスク、色調補正とレタッチ、ワイヤーフレーム	16
	Dreamweaver基礎	基本操作、インターフェイス、CSSフレームワーク、Emmetを用いたコーディング	19
	Illustrator基礎	基本操作、インターフェイス、パス、レイヤー、アピアランス、効率的なカラーリング	19
実技	Photoshop演習①	Photoshopを用いた初心者向けのWebデザインテクニック (クリニックサイト制作)	18
	Photoshop演習②	Photoshopを用いた中級者向け実践WEBデザイン (美容院のサイト制作)	16
	Photoshop演習③	Photoshopを用いた上級者向け実践WEBデザイン (webマガジンサイト制作)	16
	HTML,CSS演習①	HTMLとは、Webページが表示される仕組み、マークアップ、ブラウザの種類、文字エンコード、DOCTYPE宣言	16
	HTML,CSS演習②	CSSとは、インラインCSS、外部CSS、CLASS、コメントアウト	17
	HTML,CSS演習③	テキストのスタイル、ボックスのスタイル、背景・シャドウ・リスト、レイアウト	16
	HTML,CSS演習④	セレクタ基礎、IDセレクタ、CLASSセレクタ、疑似クラス、子孫コンビネータ	16
	Webサイト制作演習①	初心者向けWebサイトのマークアップ	16
	Webサイト制作演習②	中級者向けWebサイトのマークアップ	17
	Webサイト制作演習③	上級者向けWebサイトのマークアップ	16
その他	【職業人講話】 「Webディレクション」(株)キロクリエイティブ	6	

訓練対象者の条件

①育児・介護中の者、②居住地域に訓練実施機関がない者、③在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者、キーボード操作ができる。自宅にパソコン等の情報通信機器を備え通信費の負担ができる。

訓練目標

Webデザイナーとして必要なスキルを身に付けてWebデザイナー・Webディレクターとして従事する。

訓練期間

2022年11月7日～2023年3月5日

土日祝の訓練
実施の有無

eラーニングコースのため記載なし

訓練時間

256時間 (1週間あたりの訓練時間約16時間)

定員

30名 (受講申込者が募集定員の半数に満たない場合は、訓練の実施を中止することがあります)

自己負担額
(税込み)

教科書代: 0円

Adobe Creative Cloudコンプリートプラン費用実費

オンライン訓練において
パソコン貸与の場合

パソコンレンタル費用: 37,500円

通信費実費

施設見学会日程
(要事前予約)

第1回目 随時

第2回目

第3回目

第4回目

全てオンラインで開催します。

※上記以外も随時開催しております。(お問い合わせの上、ご参加ください)

【問い合わせ先】 伊村 (080-5965-9714)

PR ポイント（目指す仕事内容、就職先実績、訓練内容の工夫等）

Webデザインも仕事にしよう!!

本格的なWebデザインに必要なHTML, CSS, Photoshopを学習します。分かりやすい動画の説明で、初心者でもWebサイトが作れるようになります。Illustrator, Dreamweaverの基本操作も身に付きます。

eラーニングで日本全国から受講可能

完全非接触型の講座のため感染予防になります。通所時間が無く、ゆとりを持って訓練に取り組みます。ZOOMで行う対面指導でリモートワークのスキルも身に付きます。

学習時間の目安は1日3時間

習得度確認テストの範囲を毎日コツコツ勉強したり、集中して数日で終わらせたりと、自分のペースで学習ができます。訓練と就職活動、アルバイト、育児や介護など両立ができます。

※受講者がアクセスできる教材は推奨訓練日計画表の受講日が属するユニットとそれ以前のユニットに限ります。



オンライン訓練について

- 必要なパソコンスキル: キーボード入力が行えること、zoomで面接が受けられること。
- 推奨環境は「Adobe Creative Cloud の必要システム構成」に準拠します。
- 受講者起因による通信障害は当校では対応しきれないため、受講者のインターネット環境が確実に整備されている必要があります。
- 当校でパソコンの貸与(有償)を行うことができます(コース案内表面)。
- 使用する機器を受講者本人が用意する場合、機器や通信費は受講者負担となります。
- ZOOM、オンラインで使用するカメラ・マイク、十分な通信環境が必要となります。
- 公衆無線LAN (FreeWi-Fi等) 利用不可。
- 各ユニット終了ごとに受けていただく「習得度確認テスト」の正答率が3回連続で8割未満となった場合は、理由を問わず退校処分となります。

修了後に取得できる資格

Photoshop®クリエイター能力認定試験 エキスパート
Illustrator®クリエイター能力認定試験 エキスパート

任意受験
任意受験

受験時期: 随時
受験時期: 随時

受験料: 8,600 円
受験料: 8,600 円

※受験料については、変更されることがあります。

選考日時等

選考日	2022年10月19日(水)
選考予約先 (電話番号)	080-5965-9714
時間	上記に必ず予約の電話をしてください。 選考時間は予約時にお知らせします。
持ち物	なし
選考結果発送日	2022年10月24日(月)
選考方法	オンライン選考
選考会場の住所	eラーニングコースのため記載なし
最寄駅	eラーニングコースのため記載なし



実際の訓練施設

訓練実施施設名	IT文京株式会社
訓練実施施設の住所	〒174-0041 板橋区舟渡一丁目13番10号アイ・タワー2F 板橋区立企業活性化センターNo.4
TEL 番号 (問い合わせ先)	080-5965-9714
FAX 番号	なし
メールアドレス	info@itbunkyo.co.jp
お問い合わせ担当者	伊村太吾
最寄駅	eラーニングコースのため記載なし

弊社ホームページ

IT文京株式会社公式webサイト
<https://itbunkyo.com/>



QRコードを読み込んでください

※募集期間終了間際になりますとハローワークの受付窓口が大変混雑いたしますので、早めの受講申込み手続きをお勧めいたします。

採用をお考えの
事業主の方

鳥取県内の《 終了済・終了間近 》

ハロートレーニング（公的職業訓練）コース一覧 11月号

～たくさんのスキルを身に付けた受講生（修了生）を採用してみませんか～



※詳しくは、各ハローワークへお問い合わせください

鳥取労働局

■西部地区

お問い合わせ先： ハローワーク米子 TEL0859 (33) 3911
(訓練担当部門)

★ビジネスパソコン科【短時間コース】

(公共職業訓練)

- ・受講者数 9名
- ・訓練期間 2022/8/25～12/23

パソコン
・事務系

《 訓練概要 》

- ◆ビジネスソフト（ワープロ、表計算、プレゼンテーション）の技能を習得
- ◆ビジネスマナー、コミュニケーション能力の習得

《 取得できる資格（任意を含む） 》

- コンピュータサービス技能評価試験ワープロ部門、表計算部門 3～2級【中央職業能力開発協会】
- PowerPointプレゼンテーション技能認定試験 初～上級【サテファイ】
- 秘書検定 3～2級【実務技能検定協会】

★財務会計科（公共職業訓練）

- ・受講者数 15名
- ・訓練期間 2022/7/7～12/6

《 訓練概要 》

- ◆経理補助として商業簿記・工業簿記の資格取得を目指す
- ◆ビジネスソフト（ワープロ、表計算等）の技能を習得
- ◆ビジネスマナーとコミュニケーション能力の習得

《 取得できる資格（任意を含む） 》

- 日商簿記検定 3～2級
- 日商電子会計実務検定 3～2級【日本商工会議所】
- Word文書、Excel表計算 処理技能認定試験 3～2級【サテファイ】
- 秘書検定 3～2級【実務技能検定協会】

★ビジネスパソコン科（Webサイト制作コース）

(公共職業訓練)

- ・受講者数 16名
- ・訓練期間 2022/6/8～11/7

《 訓練概要 》

- ◆デザインソフトを使用した写真加工、Webページ素材の作成、Webページ制作の方法を学ぶ
- ◆ビジネスソフト（ワープロ、表計算）の技能を習得
- ◆ビジネスマナー、コミュニケーション能力の習得

《 取得できる資格（任意を含む） 》

- Word文書、Excel表計算 処理技能認定試験 3～2級
- Photoshop、Illustrator能力認定試験 スタンダード
- Webクリエーター技能認定試験 スタンダード～エキスパート【サテファイ】
- 秘書検定 3～2級【実務技能検定協会】

★パソコンスキル実践科（5-04-31-002-03-0010）

(求職者支援訓練 / 実践コース)

- ・受講者数 14名
- ・訓練期間 2022/7/27～10/26

《 訓練概要 》

- ◆多様なビジネス文書・帳票等作成技術の習得
- ◆データを活用できる情報処理技術の習得
- 《 取得できる資格（任意を含む） 》
- CS技能評価試験 ワープロ、表計算部門 3～2級【中央職業能力開発協会】
- PowerPointプレゼンテーション技能認定試験 初級【サテファイ】

★短期パソコン基礎科（5-04-31-001-00-0008）

(求職者支援訓練 / 基礎コース)

- ・受講者数 6名
- ・訓練期間 2022/8/19～10/18

《 訓練概要 》

- ◆ビジネスマナー、コミュニケーション力の習得
- ◆事務用ソフトウェアを用いた基本的なビジネス文書作成
- 《 取得できる資格（任意を含む） 》
- Word文書、Excel表計算 処理技能認定試験 3級【サテファイ】

★医療事務科+企業実習（公共職業訓練）

- ・受講者数 10名
- ・訓練期間 2022/6/21～10/20

《 訓練概要 》

- ◆医療保険制度、算定ルール、点検技能の内容を理解
- ◆患者接遇マナー、医療事務作業補助の知識を習得
- ◆コミュニケーション能力の習得
- 《 取得できる資格（任意を含む） 》
- メディカルクラーク医科●メディカルクラーク歯科●メディカルオペレータ

医療
事務系

ハローワークインターネットサービス
(ハロートレーニングコース情報検索)

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA150010.do?action=initDisp&screenId=GECA150010>

厚生労働省のホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html

詳しくは、鳥取労働局のホームページをご覧ください。

ハロトレ 鳥取労働局

検索



★ビル管理技術科 (公共職業訓練)

・受講者数 5名
・訓練期間 2022/6/2～11/28

住宅・
機械・
電気系

《訓練概要》

- ◆建築物の電気設備の保守管理ができる技能及び関連知識の習得
- ◆水道及び冷暖房配管の基礎から設備、施工、保守点検までできる技能及び関連知識の取得

《取得できる資格(任意を含む)》

- ガス溶接技能講習修了証
- 小型車両系建設機械運転特別教育
- 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 玉掛け技能講習修了証 ●危険物取扱者乙種4類
- 第2種電気工事士 ●消防設備士乙種4類
- 2級ボイラー技士
- フォークリフト運転技能講習修了証
- ワープロ、表計算検定試験(2・3級)

★産業技術科 (公共職業訓練)

・受講者数 11名 ・訓練期間 2022/5/10～11/28

《訓練概要》

- ◆図面の知識、工具の取扱い
- ◆各種工法(溶接、曲げ)を習得
- ◆荷役機械(フォークリフト、小型移動式クレーン)等の運転、操作、玉掛け作業の技能、知識の習得

《取得できる資格(任意を含む)》

- ガス溶接、玉掛け、小型移動式クレーン、フォークリフト技能講習修了証
- クレーン運転、アーク溶接、自由研削砥石、粉じん作業、動力プルの金型等の取付け取外し又は調整の業務、小型車両系建設機械運転の業務特別教育

★CAD・NC加工技術科 (公共職業訓練)

・受講者数 10名 ・訓練期間 2022/4/5～10/31

《訓練概要》

- ◆CADオペレーター(コンピュータの専用ソフトを使った製図)
- ◆機械加工に関する知識、技能を習得
- 《取得できる資格(任意を含む)》
- フォークリフト運転技能講習修了証
- CAD利用技術者(2・基礎級)
- 技能検定(旋盤・フライス盤 3級)
- ワープロ、表計算検定試験(2・3級)

★住宅リフォーム技術科 (公共職業訓練)

・受講者数 10名 ・訓練期間 2022/7/1～12/26

《訓練概要》

- ◆建築大工・住宅内装・建築CAD等の建築リフォームに関連する知識、技能を習得
- 《取得できる資格(任意を含む)》
- フォークリフト運転技能講習修了証
- 携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育修了証
- 建築CAD検定試験
- ワープロ、表計算検定試験(2・3級)

★電気設備施工科 (公共職業訓練)

・受講者数 7名 ・訓練期間 2022/7/1～12/26

《訓練概要》

- ◆一般用電気設備工事 ◆住宅構造と電気工事
- ◆住宅電気設備施工(太陽光システム)
- ◆給排水衛生設備保安全管理・CAD活用技術
- ◆職場体験
- 《取得できる資格(任意を含む)》
- 低圧電気取り扱いに係る特別教育修了証
- ガス溶接・高所作業技能講習修了証
- 第2種電気工事士
- フルハシ型墜落防止器具に係る特別教育修了証

■中部地区

お問い合わせ先: ハローワーク倉吉 TEL0858(23)8609
(訓練担当部門)

★事務会計科 (公共職業訓練)

・受講者数 8名
・訓練期間 2022/8/18～11/17

パソコン
・事務系

《訓練概要》

- ◆パソコンの操作及びワープロ、表計算の資格取得
- ◆経理補助としての商業簿記の資格取得
- ◆会計ソフトの基本操作及び資格取得
- ◆給与計算の仕方を学ぶ
- ◆ビジネスマナー、コミュニケーション能力の習得
- 《取得できる資格(任意を含む)》

- Word文書、Excel表計算 処理技能認定試験 3級 [サテファイ]
- 日商簿記検定、日商電子会計実務検定試験 3級 [日本商工会議所]

★ビジネスパソコン科① (公共職業訓練)

・受講者数 16名 ・訓練期間 2022/6/17～10/14

《訓練概要》

- ◆ビジネスマナー、コミュニケーション能力の習得
- ◆パソコンの操作及びワープロ、表計算の資格取得
- ◆データベースの操作技能の習得
- ◆パワーポイントの操作作成及びホームページ作成技能の習得
- 《取得できる資格(任意を含む)》
- Word文書処理、Excel表計算 技能認定試験2～3級
- PowerPointプレゼンテーション技能認定試験 上級
- Accessデータベース技能認定試験 3級
- コミュニケーション検定 初級 [サテファイ]

★医療事務科 (公共職業訓練)

・受講者数 6名
・訓練期間 2022/7/8～10/7

医療
事務系

《訓練概要》

- ◆医療保険制度、算定ルール、点検技能の内容を理解
- ◆医事コンピュータ操作の習得
- ◆患者接遇マナー、ビジネスマナー、コミュニケーション能力の習得
- 《取得できる資格(任意を含む)》
- メディカルクラーク医科
- メディカルオペレータ

※終了後1か月から終了前1か月頃の公的職業訓練を掲載しています

※受講者数については訓練開始当初の数となるため中途退校者数が含まれる場合があります

※お問い合わせを頂いた時点で、すでに就職が決まっている場合があります

ハロートレーニング

急がば学べ



ハロトレくち

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和5年度概算要求

要求額 約1,170億円（約1,140億円）
訓練規模 約41.2万人（約40.9万人）

公共職業訓練 （障害者訓練を除く）

要求額 約1,000億円（約968億円）
訓練規模 約35.3万人（約35.0万人）

障害者訓練

要求額 約54億円（約55億円）
訓練規模 約0.6万人（約0.7万人）

要求額 訓練規模

離職者訓練 約15.5万人（約15.5万人）
施設内訓練 約655億円（約623億円） 約3.4万人（約3.4万人）
委託訓練 約345億円（約345億円） 約12.1万人（約12.1万人）
在職者訓練 ※ 約17.7万人（約17.4万人）
（生産性向上訓練を含む）
学卒者訓練 ※ 約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含んで記載。

求職者 支援訓練

要求額 約116億円（約117億円）
訓練規模 約5.3万人（約5.2万人）
〔 求職者支援制度全体 約282億円（約278億円） 〕

要求額

訓練規模

離職者訓練 約54億円（約55億円） 約0.6万人（約0.7万人）
施設内訓練 約40億円（約40億円） 約0.2万人（約0.2万人）
委託訓練 約14億円（約15億円） 約0.3万人（約0.4万人）
在職者訓練 約0.1万人（約0.1万人）
施設内訓練 ※ 約0.1万人（約0.1万人）
委託訓練 ※ 約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含んで記載。

公共職業訓練（離職者訓練）
+ 求職者支援訓練

訓練規模

約20.8万人
（約20.7万人）

「デジタル人材の育成・確保」の厚生労働省の取組

① 現状と課題

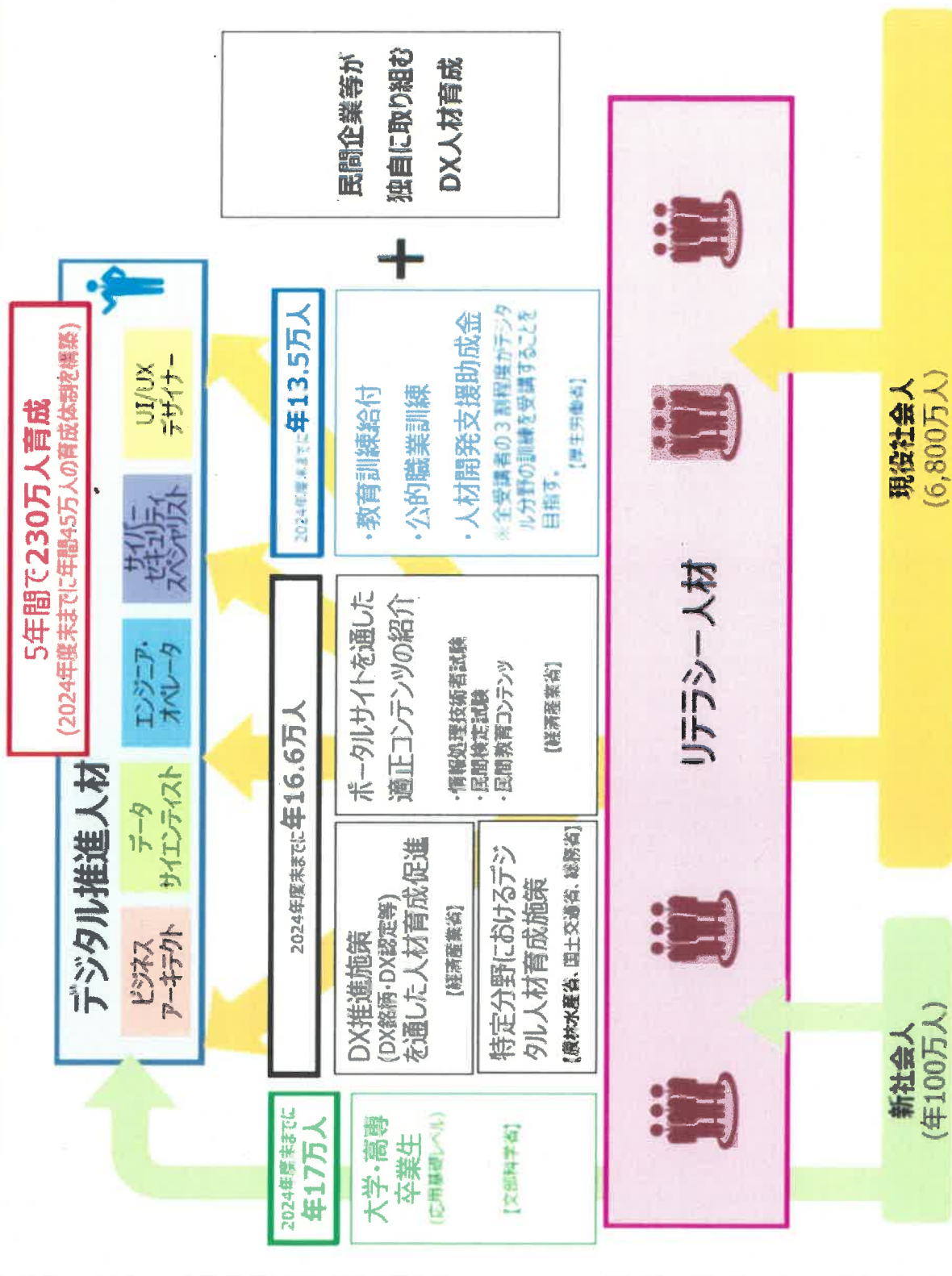
- いずれの取組においても、デジタル分野の受講者数が少ない（デジタル分野の訓練・講座の拡充、制度の一層の周知・広報が必要）
- 公的職業訓練については、訓練コースの地域偏在も課題（IT分野の資格取得を目指す訓練コース未設定地域：13県（令和2年度実績））

② 対応の方針

- 以下の工程表に沿って、デジタル分野の訓練・講座の拡充と制度の一層の周知・広報の強化に取り組み、受講者数増を図る。

	2022年度	2023年度	2024年度以降
公共職業訓練 求職者支援訓練 離職者 等向け の支援	現状 デジタル分野の訓練受講者数 約2.5万人（2020年度）	IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによりデジタル分野の重点化を実施 地域の訓練ニーズを反映する協議会の法定化	デジタル分野の訓練受講者数 70,000人 （2024年度）
	教育訓練給付 デジタル分野の受講者数 約0.4万人（2019年度）	デジタル分野の講座の充実 民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	デジタル分野の受講者数 65,000人 （2024年度）
人材開発支援 助成金 企業の デジタル 人材 育成・ 確保支 援	デジタル分野の受講者数 約1万人（2020年度）	ITSSレベル2以上の訓練を高率助成に位置づけ 民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	デジタル分野の 受講者数 65,000人 （2024年度）

【参考】デジタル人材の育成目標の実現に向けて



教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしていますが、この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% 【年間上限56万円・最長4年】 を受講者に支給	受講費用の 40% 【上限20万円】 を受講者に支給	受講費用の 20% 【上限10万円】 を受講者に支給

お問い合わせ

講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課
03-6758-2828/2825/2824

講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
03-5253-1111（内線5398）

教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

報道関係者 各位

令和4年1月28日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 渡部 幸一郎

副室長 小路 規与

(代表電話)03(5253)1111(内線)5879

(直通電話)03(3595)3395

技能実習法に基づく行政処分等を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和4年1月28日付けで、株式会社稲垣鉄工、株式会社奥岡技研、クラブットユキジ株式会社、有限会社松研社、株式会社須田商事、株式会社ダイヤモンド、株式会社TKB、有限会社中津濱物、有限会社二井産業、株式会社フクオカ、及び株式会社YUKA MOLDINGに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙11）>

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 株式会社稲垣鉄工（代表取締役 稲垣 法信）
- (2) 株式会社奥岡技研（代表取締役 奥岡 卓美）
- (3) クラブットユキジ株式会社（代表取締役 赤代 行二）
- (4) 有限会社松研社（代表取締役 松原 正和）
- (5) 株式会社須田商事（代表取締役 穂西 嘉孝）
- (6) 株式会社ダイヤモンド（代表取締役 松江 大志）
- (7) 株式会社TKB（代表取締役 谷口 準）
- (8) 有限会社中津濱物（代表取締役 田畑 昭一）
- (9) 有限会社二井産業（代表取締役 二井 吉枝、代表取締役 二井 巖基）
- (10) 株式会社フクオカ（代表取締役 福岡 正晃）
- (11) 株式会社YUKA MOLDING（代表取締役 安田 英弘）

2 処分等内容

[1(1)、(9)、(10)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(2)、(5)、(6)、(7)、(11)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日を

もって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(3)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(4)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(8)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社稲垣鉄工)
- 別紙2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社奥岡技研)
- 別紙3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (クラブットユキジ株式会社)
- 別紙4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社松研社)
- 別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社須田商事)
- 別紙6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ダイヤモンド)
- 別紙7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社TKB)
- 別紙8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社中津漬物)
- 別紙9 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社二井産業)
- 別紙10 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社フクオカ)
- 別紙11 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社YUKA MOLDING)
- 別紙12 参照条文

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ダイマツ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松江 大志
- (3) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎 2026 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (53 件)

平成30年3月9日認定 「認1709001971」 「認1709001972」 「認1709001973」
「認1709001974」 「認1709001975」
同年6月15日認定 「認1809004037」 「認1809004038」 「認1809004039」
「認1809004040」 「認1809004041」
同年6月19日認定 「認1809004031」 「認1809004032」 「認1809004033」
「認1809004034」 「認1809004035」
同年9月7日認定 「認1809008658」 「認1809008659」 「認1809008660」
「認1809008661」 「認1809008662」 「認1809016119」
「認1809016120」 「認1809016121」 「認1809016122」
「認1809016123」
同年11月16日認定 「認1809019588」 「認1809019589」 「認1809019590」
「認1809019591」 「認1809019592」
平成31年1月7日認定 「認1809019583」 「認1809019584」 「認1809019585」
「認1809019586」 「認1809019587」
令和元年6月4日認定 「認1909000444」 「認1909000445」 「認1909000446」
同年6月11日認定 「認1909001530」 「認1909001531」 「認1909001532」
「認1909001533」 「認1909001534」
同年7月19日認定 「認1909002205」 「認1909002206」 「認1909002207」
「認1909002208」 「認1909002209」
同年11月22日認定 「認1909018353」 「認1909018354」 「認1909018355」
「認1909018356」 「認1909018357」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP 4 へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶ 詳細はP 2～3 へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4～6年度の期間限定助成**として「人への投資促進コース」を創設しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員のほうがサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	45%	30%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	30%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。

・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。

2

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：45（30）% ⇒ 90（60）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
1500万円	1000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は200万円まで	

● 受講者1人1年度あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数	
	※実訓練時間数に応じて		大学				大学院
	中小企業	大企業	中小企業	大企業			
定額制訓練	—	—	—	—	—	—	
高度デジタル人材訓練	30～50万円	20～30万円	150万円	100万円	—	原則1200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1600時間	3回まで
成長分野等人材訓練	—	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>	—	—
自発的職業能力開発訓練	7～20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	—	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15～50万円	10～30万円	—	—	—	1200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	—				最大150日 ※有給の長期休暇のみ	—	—

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**訓練実施計画**を作成する
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前までに**管轄労働局に提出する

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施計画届 ・ 年間職業能力開発計画 ・ 訓練別の対象者一覧
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練内容を確認できるカリキュラム ・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）

Step 2 訓練実施

- 「年間職業能力開発計画」に基づき訓練を実施する

Step 3 支給申請

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令違反等がないか確認する書類 ・ 支給申請書 ・ 助成額を算定した書類 ・ OFF-JT実施状況報告書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど ・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など ・ 訓練に使用した教材の目次等の写し ・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

